

平成22年(あ)第2098号

被告人吉田晃 詐欺被告事件

被告人水谷信子 健康保険法違反・詐欺被告事件



上告趣意書

平成23年6月30日

最高裁判所第二小法廷 御中

被告人 吉田 晃

被告人 水谷 信子

両名弁護人 小野 正典

被告人吉田晃，同水谷信子に対する頭書事件について，弁護人は下記のとおり上告趣意書を提出する。

記

原判決には，判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認があり，破棄されなければ著しく正義に反する。

第1 施設基準に基づく必要看護職員数に関する事実誤認

1 検察官の主張・立証

平成18年4月の診療報酬改定により，入院基本料に関する施設基準が，入院患者15名当たり看護職員1名の実質配置を要することとされ，また夜勤の看護職員は最低2名の配置を要することとなったが，1審検察官は，起訴状においても冒頭陳述においても，静和病院の一般病棟は55床であるとしつつも，単に看護職員数を充足していないとするにとどまり，具体的な看護職員の必要人数と不足人数を明らかにせず，Aが被告人吉田に対して

「だいたい10人くらい足りない。半分くらい足りない。」と説明した、と指摘するのみであった（1審検察官冒陳5頁）。

この点は、1審検察官の論告においてもAが10人くらい足りないと説明したとするにとどまっている点において同じであり（1審論告20頁）、1審判決においても、罪となるべき事実として認定した平成18年4月分から11月分、平成19年4月分から6月分について、施設基準上要求されている看護職員数を充足しておらず夜勤看護職員数も概ね一名しか存在しないと判示するにすぎない（1審判決2頁）。

証拠上も、Bが作成した「平成18年4月 診療報酬改定について」と題するレポート（甲57）にも、また、「点数表改定のポイント」（甲195）にも、静和病院における具体的な入院患者数、すなわち病床数（一般病棟55床）に対応する必要看護職員数と実際の看護職員数の記載はない。

第1審証人Bは、一般病棟での不足人数について「私の記憶の中では5、6人足りないと記憶しております。」と証言するにすぎない（1審証人証人尋問調書16頁～以下、B証言16頁と略す）。

Aは、従来 of 計算方法で3対1（イコール15対1）の施設基準を満たすためには、「55割る3で、18.3人ですので、繰り上げて19人必要になりました。」として、当時一般病棟には実際には看護師は9人が配置されていたと証言する（A9、10頁、甲56資料1）。

甲56の資料では、看護師は10名記載されているが、このうちのAは、4月には退職していたからであり、したがって、10名不足するというのである。

2 原判決の認定の誤り

この点につき、原判決は、Aと同じ計算方法を是認しており、「一般病床にかかる病室についてはその入院患者の数を3をもって除した数であり、これを実質化したものが15対1基準である」と判示し（原判決12頁）、

また、「本件当時、本件病院の看護職員は実際には4対1の基準よりも不足していたことから、15対1基準に照らすと大幅に足りない状況にあった」とも判示する（原判決5頁）。

しかしながら、原判決の看護師数に関する上記計算方法および、不足状況に関する認定は、全くの誤りである。

15対1入院基本料の施設基準は、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上であること、夜勤の看護職員の数は、2以上であること、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師（正看護師）であること、当該病棟の入院患者の平均在院日数が60日以内であることが条件とされる（甲195「点数表改定のポイント」）。

しかしながら、この基準による具体的な計算方法は、Aが述べ、これをそのまま是認した原判決が判示するような計算、すなわち、 $55 \div 3$ ではなく、以下のとおりとなる。

この計算は、甲195には掲載されていないが、厚労省静岡事務所の鈴木哲夫指導課長の説明及び供述調書添付資料（甲38鈴木哲夫の平成20年12月9日付警察官調書—以下、鈴木20.12.9警察官調書と略す）によると、入院患者数40人で10：1の場合は、4人の看護職員が必要で、3交代であれば実質配置は 4×3 で12人の看護配置が必要である。

これを静和病院の一般病棟の55病床について計算すると、入院患者に対する看護職員1人の比率が15：1になり、これを1日3勤務帯（3交代制）を標準とするため3倍すると

$$55 \text{ 病床} \div 15 \times 3 = 10.999 \dots$$

となり、小数点を切り上げるので、1日に必要な看護職員の標準数は11人となる。

1勤務帯8時間なので、

$$11人 \times 8時間 = 88人時間$$

が1日に必要な延べ勤務時間数となる。

静和病院では、夜勤帯16時間と日勤帯8時間の2交代であるから、夜間帯勤務看護職員2人以上の配置という条件では、

$$16時間 \times 2名 = 32人時間$$

なので、これを1日の延べ勤務時間数88人時間から差し引くと

$$88人時間 - 32人時間 = 56人時間$$

であり、日勤帯時間は8時間なので、

$$56人時間 \div 8時間 = 7人$$

となる（甲39鈴木20.12.9警察官調書）。

したがって、静和病院においては、夜勤看護職員2人の配置は必要であるが、日勤帯8時間の看護職員は7人が必要ということになるのである。

原判決は、上記のとおり、必要看護職員数は、一般病床の数55を3をもって除した数、すなわち19人であるとしており、施設基準に関して鈴木指導課長が説明する計算方法を全く理解しないまま事実を誤認しているのである。

本件においては、平成18年3月勤務実態では、静和病院の一般病棟夜勤看護職員は平成18年3月、4月の夜勤が2人であったのはいずれも2日のみで、その他の日は1人であった（甲39）。

また、日勤看護職員についても、上記鈴木の説明に従うとすると（甲39）、平成18年3月の勤務実態は、3人が1日、4人が10日、5人が15日、6人が4日、延べ人数が149人なので、3月の平均1日当たりの日勤帯看護職員数は4.8人でしかない。

平成18年4月の勤務実態も、3人が4日、4人が7日、5人が10日、6人が7日であり、基準を満たす7人は2日のみであり、延べ人数が146人なので、4月の平均1日当たりの日勤帯看護職員数は4.8人であった。

上記のとおり、たしかに、実際に配置されていた看護職員数は、夜勤も含めて施設基準を満たしていないが、ここで注目すべきことは、A も B もかかる計算方法を全く理解しておらず、看護職員の必要数は19人であると誤解していたことであり、この誤解に基づいて、水増し勤務表を作成したことである。

しかし、上記鈴木指導課長が平成18年3月28日に静岡市内の「しずぎんホールユーフォニア」で社会保健医療担当者集団指導で説明し、かつ配付した資料によると、上記鈴木指導課長が説明する計算方法は、明確である(甲38)。この添付資料を見れば、10:1基準の計算方法を15:1基準にあてはめて計算することはきわめて容易であり、これを静和病院の一般病棟にあてはめれば、 $55 \div 15 \times 3 = 10.999$ となることは容易に理解できる。

にもかかわらず、A も B もかかる計算を全く理解しておらず、その結果、日勤帯看護職員数を19人以上配置しておかなければならないと考え、それに見合った偽装勤務表を作成していたのである。

以上のとおり、原判決には、施設基準に基づいて必要とされている看護職員の実配置人数について重大な事実誤認があるが、かかる事実誤認の根拠となったのは、A、Bの誤った事実認識である。

被告人水谷は、事務長の立場にあつて、本来であれば、看護師の配置にも責任を有する職務を担当していたことは明らかであるが、実際には、被告人水谷は、静和病院の法人化に伴う決算や関連会社の決算、また、静和病院の建築業務に追われて、極めて多忙であり、Aが作成していた偽勤務表を見る暇もなく、診療報酬請求業務、看護師配置や看護師の勤務管理等の処理をA、Bに任せきりにしていた。したがって、看護師の勤務状況や平成18年4月改定基準の内容について知ることもなく、報告されることもなかったのが実情であった。

しかし、仮に被告人水谷が、上記鈴木のア38の警察官調書に添付された資料、すなわち、平成18年3月28日に、「しずぎんホールユーフォニア」における説明会で、出席関係者に対して説明したとする「基本診療科の施設基準」(ア38添付資料)や、その際に配付された資料「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続の取り扱いについて」(ア38添付資料)、を見ていれば、上記の如き計算方法は理解できる。にもかかわらず、被告人水谷が に、勤務表に関するかかる誤りを指摘していないということは、被告人水谷が、ア38の添付資料を見ていないことを示している。

日勤帯勤務の看護師配置については、上記鈴木の指摘に従っても、看護師の不足人数は、1日当たり、わずかに1人ないし4人とどまっており、7人で足りている日もある。充足している日があるということは、実際に、日勤帯勤務者数が絶対的に不足していたわけではなく、欠勤者の調整や療養病棟の看護師配置との調整によって、容易に解消できる程度の不足人数である。療養型病棟における施設基準は、25対1であることから、配置看護師数の調整はより容易なものとなる。A が述べるように10人以上も不足しているのであれば、これを充足することはなかなか困難であるとしても、1人ないし4人の不足にとどまるのであれば、日勤帯看護師の配置を施設基準に適合させることは可能であった。そのうえで、夜勤帯勤務人数は、不足人数は1人であるから、これを1人確保する必要があった。

これらの最低限必要な人数を充足させることさえすれば、違法行為に走るリスクを負う必要は微塵もない。実際、日によっては日勤帯看護師数が充足されていた日もあったのだから、被告人水谷が、施設基準の正しい運用を知っていれば、容易に充足することができた。

A が、漫然と10人不足していることを前提として20人前後の勤務表を作成していたことは、A が必要看護師数を理解していなかったことを示すものであるだけでなく、そもそも、被告人水谷が、新たな施設基準の具体

的内容を知らされていなかったことを示すものにほかならない。

このことは、被告人吉田においても同じである。B が被告人吉田に施設基準の内容を説明したか否かについては、後に触れるが、被告人吉田も、被告人水谷と同様に、一般病棟55床において、日勤帯看護師数7人、夜勤帯看護師数2人の常時配置を理解していれば、これをまかなうために、具体的な看護師配置について、欠勤者や療養病棟看護師の配置を調整するよう指示することが容易にできたし、またそれによって、施設基準に適合させることが可能であると判断したであろう。被告人吉田においても、実際の必要配置人数を理解していなかったからこそ、B, A に任せきりにしていたのである。

3 静和病院における看護師数の実情

そこで、静和病院に実際に在籍した看護職員数を基に、一般病棟および療養病棟において、必要な看護師を配置できるかどうかを検討しておくこととする。

平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に基づく平成18年の静和病院に在籍する常勤看護師数は、本趣意書添付別表記載のとおり時期によって異なるが、平成18年3月の在籍者は56人+5人=61人であり、1ヶ月以上継続して雇用する非常勤看護師数は、7人であるから合計68人である。

平成18年4月の在籍者数は、56人+2人=58人であり、非常勤看護師数は8人であるから、合計66人である。

静和病院の一般病棟は、55床であるから、必要配置看護師数は、

$$55 \div 15 \times 3 = 11 \text{人}$$

である。

4週間単位で必要配置労働時間を計算すると、1日8時間労働で、4週間では224時間を要するから、必要配置人数分の延総労働時間は2464時間である。

$$8 \text{ 時間} \times 7 \text{ 日} \times 4 \text{ 週} = 224 \text{ 時間}$$

$$224 \text{ 時間} \times 11 \text{ 人} = 2464 \text{ 時間}$$

看護師一人の労働時間は、4週間で8日の休日とするので、1日8時間労働で20日間となり、1人4週で160時間実働となる。

そうすると、一般病棟では、総労働時間数2464時間を1人の労働時間数で割ると、在籍必要人数が分かる。

$$2464 \div 160 = 15.4 \text{ 人}$$

したがって、配置必要人数は、11人であるが、在籍必要人数は、16人である。

同様に、療養病棟においても、各病棟ごとに必要人数を計算すると次のようになる。

療養病棟は、52床（1階東）、55床（2階東）、49床（2階西）、55床（5階西）、41床（5階東）の合計252床である。

各病棟ごとに、療養病棟での基準は、25対1であるから、必要配置人数を確保するための必要配置看護職員人数は、各病床数÷25×3である。

$$52 \text{ 床} \div 25 \times 3 = 6.24 \rightarrow 7 \text{ 人}$$

$$55 \text{ 床} \div 25 \times 3 = 6.6 \rightarrow 7 \text{ 人}$$

$$49 \text{ 床} \div 25 \times 3 = 5.88 \rightarrow 6 \text{ 人}$$

$$41 \text{ 床} \div 25 \times 3 = 4.92 \rightarrow 5 \text{ 人}$$

各病棟ごとの延総労働時間は、一般病棟と同様に、4週間の労働時間224時間に各病棟の必要配置人数をかけたものである。

$$52 \text{ 床} \quad 224 \times 7 \text{ 人} = 1568 \text{ 時間}$$

$$55 \text{ 床} \quad 224 \times 7 \text{ 人} = 1568 \text{ 時間}$$

$$49 \text{ 床} \quad 224 \times 6 \text{ 人} = 1344 \text{ 時間}$$

$$41 \text{ 床} \quad 224 \times 5 \text{ 人} = 1120 \text{ 時間}$$

各病棟ごとの必要在籍人数は、4週間の延総労働時間を1人当たりの労働時間160時間で割ったものである。

1階東	52床	1568	÷	160	=	9.8人	→	10人
2階東	55床	1568	÷	160	=	9.8人	→	10人
2階西	49床	1344	÷	160	=	8.4人	→	9人
5階西	55床	1568	÷	160	=	9.8人	→	10人
5階東	41床	1120	÷	160	=	7人	→	7人
						合計		46人

したがって、一般病棟と療養病棟5棟の必要在籍人数は、一般病棟16人と療養病棟46人の合計で、62人である。

必要配置看護師数は、各病棟ごとに算出されるべきこととなるが、常勤であれ、非常勤であれ、配置することはできる。

また、施設基準では、各病棟ごとに配置人数が定められるが、在籍看護職員をどのように一般病棟に配置し、療養病棟に配置するかは、病院においてきめることができる。

そうすると、静和病院における一般病棟の配置人数は、前記のとおり、実際には不足していたとしても、平成18年4月改定施設基準を満たすに足りる在籍看護職員は、62人であるから、平成18年3月（この人数によって4月の基準が定められる）の在籍看護職員は68人であり、4月の在籍看護職員は、66人であるから、いずれにしても、在籍看護職員は足りていたのである。

具体的に、平成18年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に基づく平成18年の静和病院に在籍する看護師を各病棟に割り振ってみると、次頁のように割り振ることができるから、この在籍人数によって、改定基準に基づく必要配置看護床を確保することができる。

一般55床(15対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H6	11	7	正看	常勤
2		14	4	1	"	"
3		17	3	12	"	"
4		17	3	5	"	"
5		18	3	7	"	"
6		17	3	5	"	"
7		11	5	25	"	"
8		13	4	11	准看	"
9		14	4	1	"	"
10		16	11	21	"	"
11		10	11	1	"	"
12		18	4	11	"	"
13		18	3	22	"	"
14		18	3	7	"	"
15		16	6	11	"	"
16		社保取得有り資料なし不明			正看	"
17		加入無			"	非常勤

療養1F東52床(25対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H13	5	1	正看	常勤
2		17	3	5	"	"
3		6	9	1	准看	"
4		15	9	1	"	"
5		14	4	1	"	"
6		14	4	1	"	"
7		13	9	2	"	"
8		13	4	1	"	"
9		11	6	6	"	"
10		社保取得有り資料なし不明			"	"

療養2F東55床(25対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H16	4	26	正看	常勤
2		11	3	29	"	"
3		17	8	1	"	"
4		10	12	1	准看	"
5		14	4	1	"	"
6		13	2	1	"	"
7		12	7	1	"	"
8		6	7	1	"	"
9		非常勤			"	非常勤
10		"			正看	"

療養2F西49床(25対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H14	4	1	正看	常勤
2		16	3	26	"	"
3		14	4	1	准看	"
4		15	10	9	"	"
5		13	10	1	"	"
6		16	2	12	"	"
7		15	11	25	"	"
8		18	4	15	"	"
9		加入無			正看	非常勤
10					"	"

療養5F東41床(25対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H15	4	29	正看	常勤
2		10	5	8	"	"
3		1	4	1	准看	"
4		16	5	28	"	"
5		16	3	2	"	"
6		15	9	29	"	"
7		8	4	1	"	"

療養5F西55床(25対1)の人員配置

No.	看護師氏名	社保取得			正准別	常非別
		年	月	日		
1		H15	11	1	正看	常勤
2		17	1	5	"	"
3		13	10	16	准看	"
4		17	4	4	"	"
5		18	1	21	"	"
6		12	12	1	"	"
7		3	9	1	"	"
8		13	7	9	"	"
9		18	3	27	"	"
10		加入無			正看	非常勤
11					"	"

したがって、療養病棟を含めた静和病院全体の看護職員の配置を適正に調整していれば、平成18年4月改定基準に適合する看護職員の配置を実現することができたのである。

にもかかわらず、実際には、一般病棟に配置されていた看護職員数が不足していたのは、必要配置看護職員数の計算方法を理解していなかったA、Bが、不足人数を的確に認識していなかったために、的確な看護職員配置を行わなかったことが原因である。

さらに、実際の配置看護職員数が不足したままで、改定基準に適合した看護職員の配置の調整をすることが可能であったにもかかわらず、何らの配置調整がされなかったのは、被告人吉田、被告人水谷が、改定施設基準の内容を知らされないまま、B、Aには任せきりにしていたからである。

Aが述べるように、一般病棟だけで10人不足などという事態は、全く存在しないのであり、上記のような不足人数であることを、被告人吉田、被告人水谷が理解さえしていれば、およそ本件の如き違法行為が生ずるはずもなかったのである。

本件は、まさに、被告人両名が平成18年4月改定基準の内容を知らされていないからこそ生じた事件であり、B、A、Cらが、改定基準の内容を理解しなかったが故に、あるいは、理解していながら、これを無視して従来どおりの過大な水増し勤務体制を取ったが故に生じた事件であって、かかる客観的な必要配置人数、在必要籍人数から、被告人両名において、本件詐欺の故意も共謀もないことが明らかなのである。

本件は、根本的な見直しがなされなければならない。

4 Aの新施設基準の認識と新たな証拠調べの必要性

原判決は、平成18年4月の診療報酬改定は、中央社会保険医療協議会の平成18年2月15日の答申に基づいていることから、「遅くともそのころには本件病院関係者もその改定の概要を知り得る状態にあった」と判示し(原

判決6頁),「Aは、15対1基準の内容を社会保険事務所に問い合わせるなどした上、同年4月9日ころまでに、同年4月分の虚偽の看護職員の勤務予定表等を15対1基準に適合するように作成した」とも判示する(原判決6頁)。

また、原判決は、「BおよびAは、平成18年3月までに、内容の詳細はともかく、同年4月から診療報酬の基準が改定されることを被告人水谷から聞いていた」、「同年4月3日朝、Bは、Aも同席の上、被告人水田にに対しても同様の説明(弁護人注：Bレポート等の説明資料及び「点数改定のポイント」を用いての診療報酬改定に関する説明)をした」と判示している(原判決8頁)。

実際、Aは、1審公判廷において、かかる趣旨の証言をしている。

しかしながら、原判決が認定するAのかかる供述は全くの虚偽であって、Aは、すでに平成17年11月ころには、新たな施設基準が15対1となることを知ってその計算をしていた。

1審において検察官が証拠調請求をし、弁護人が不同意として撤回されたAの平成20年12月17日付警察官調書(15丁のもの。甲87)は証拠調べをされていないが、Aの認識を示す重要な証拠であることが判明したのであり、原判決を破棄差し戻して、あらためて証拠調べを行う必要がある。これは、A証言の信用性を否定する客観的な資料となる。

甲87には、本趣意書に便宜上添付したとおり、「平成17年度勤務表 看護部」と「平成18年度勤務表 看護部」の2つの資料が添付されている。

その記載によると、A自身が証言する如くに、平成18年4月に平成18年改定基準を知ったのではなく、平成17年11月当時すでに、15対1基準を知っていた(その理解は具体的な配置人数の計算方法に誤りがあるが)ことを示しているのであり、1審A証言が全くの虚偽であることが明らかとなる。

A の説明によると平成18年度の必要人員の計算方法を記した紙を、平成17年度の必要人員の計算方法を記した紙の上に重ねるように貼ってあるという（甲87の5丁）。その計算方法は、 $55 \div 3$ （3対1）＝18.3・・・人」というものであり、この計算方法が誤りであることは、すでに指摘したとおりであるが、確かに添付された「平成18年度勤務表」は、その下に、別の表、すなわち A が説明する「平成17年度勤務表」が貼られていることが、そのコピーの状況から理解することができる。そこには、療養型については、「 $252 \div 5$ 」の記載があり、一般病棟には「 $55 \div 3$ 」の記載がある。

甲87添付の「平成17年度勤務表」の記載は、「平成18年度勤務表」の下に貼られてあって、そこには、本来、平成17年度の施設基準である4対1基準のみの記載があれば足りる。

ところが、「平成17年度勤務表」の左側の記載には、療養病棟について、平成17年の施設基準である「 $252 \div 5$ 」の記載の上方に、矢印が付されて「6の時42人」と記載されている。また、一般病棟について、「 $55 \div 4$ 」の記載があるだけでなく、その下に、矢印が付されて「3の時 18, 33」の記載があり、さらに、「①42+②18.33＝60.33人」との記載がある。

この施設基準に関して、A がいつ記載したかについては、同じ「平成17年度勤務表」の右側の欄の記載によって判明する。

この右側の欄を見ると、「8/21～」など、8月以降、9月以降、10月以降、11月以降の勤務者の名前が記載され、それ以降の勤務者の記載がないことから、かかる記載は、平成17年11月以降で、同年12月以前に記載されたものといえることができる。つまり、A は、平成17年11月ころに、平成18年4月改定基準に関して記載してることになるのである。

A は、添付供述調書においては、平成18年4月以降に記載したと説明

しているが、しかし、この前年である「平成17年度勤務表」の左側欄の「医療法上の必要人数」の箇所には、平成18年4月以降の必要人数を記載する理由も必要もない。わざわざ、平成18年になってから、平成17年の勤務表記載欄に、付記することはあり得ない。

そして、Aが述べているように、実際に「平成18年度勤務表」の方に、「平成17年度勤務表」の上から平成18年4月からの改定基準の必要人数計算表を貼ったのであるから、あらためて、「平成17年度勤務表」の計算方法の箇所に、平成18年改定基準による計算を書き込む必要は全くない。

にもかかわらず、Aが「平成17年度勤務表」にかかる書き込みをしたのは、かかる勤務表記載時期である、平成17年11月以降、12月以前に、Aは、すでに15対1基準の存在を知って、その計算方法である「 $55 \div 3$ 」を書き込んだというほかない。

Aは、少なくとも一般病棟における平成18年4月からの新基準を、すでに、平成17年11月の時点で知っていたと言うしかない。

したがって、Aの1審における公判証言は、根本的に虚偽であるということになる。

原判決は、Bの認識については、Bが被告人水谷から入院基本料の最低ランクが3対1になると聞いた時期について、「診療報酬改定の行われる約半年ぐらい前」と1審で証言した信用性は損なわれないと判示して（原判決15頁）、平成17年の10月とか秋口に3対1基準を知ることができたかの如く判示するが、もしそうだとすると、Aにおいても、Bと同様に、そのころに3対1基準を知っていたと考えることができる。

従って、平成18年4月になって、具体的な15対1基準の説明を受けたとの証言は、原判決の事実認定からすると、根本的に誤っているのであって、基本的に信用できないこととなり、A証言に依拠した原判決の事実認定も、基本的に誤ったものとなる。

第2 診療報酬明細書の記載に関する事実誤認

1 原判決の判示

原判決は、新しい基準での診療報酬の支払い処理をしたのは、平成18年5月2日以降であり、それ以前には入院費用の計算はしていないとのB証言は信用できるとして、「平成18年4月1日以降、同基準による届出及びその受理を見込んで、退院する患者に対して同基準による自己負担金を概算請求し、支払いを受けたとしても何ら不自然なことではない」と判示する(原判決17頁)。

さらに原判決は、「平成18年4月1日以降の外来患者の自己負担金について、改定された基準にしたがって支払いがなされているとも指摘するが、外来患者と入院診療とでは診療報酬の体系が異なるのであって、外来患者についての取り扱いのいかんが上記判断(弁護人注：B証言の信用性判断)を左右するものとはいえない」とも判示する。

しかし、かかる原判決は、証拠に基づかず、また客観的な証拠に明白に反する認定であって、明らかに重大な事実誤認である。

2 診療報酬明細書の記載の問題点

木口の証言と、静和病医院で作成されていた診療報酬明細書の記載が客観的に矛盾している。趣意書20頁以下において具体的に指摘したとおりである。

要約して整理すると、平成18年4月1日に死亡した。の平成18年3月分や後藤千喜の3月分は、改定前の基準で作成されているが、同人の平成18年4月1日の分や、4月以降の診療は、診療報酬明細書においては、すでに、15対1の改訂後の基準で作成されている。

平成18年4月1日からの診療報酬明細が、改訂後の基準で作成されるためには、これ以前にコンピューターの計算ソフトの入れ替えが終了していな

ければならない。この点につき、B は、日立メディコのコンピューターは平成18年3月下旬に日立の担当者が入れ替えたと述べる（B 証言88頁）。かかるB 証言を素直に見れば、3月中にはソフトの入れ替えを終了して、4月1日から、すでに15対1基準で稼働していることをB は認めているのである。

ところが、B は、上記のごとく述べた直後に、3月下旬の時点では、15対1基準で設定しておらず、15対1基準設定は5月2日以降だった、とも述べており（B 証言89頁）、きわめて不可解な証言をしている。

さらに、B は、4月1日以降の退院者の計算は、すぐにしていない、4月中は15対1基準になっていないと明言する（B 証言89頁）。

このB 証言は、上記の平成18年4月の診療報酬明細書の記載に明らかに反しているのである。

3 原判決の事実誤認

原判決は、入院患者の自己負担金について、「平成18年4月1日以降、同基準による届出及びその受理を見込んで、退院する患者に対して同基準による自己負担金を概算請求し、支払いを受けたとしても何ら不自然なことではない」と判示する（原判決17頁）が、「退院患者に対して、自己負担金を概算請求して支払いを受けた」との事実は、本件全証拠中に存在していないのであって、原判決は、証拠に基づかず、全くの想像によって、B 証言が信用できると強弁しているにすぎない。

B は、診療報酬のコンピューター計算ソフトが稼働したのは、平成18年5月以降であったと証言して、4月分が概算請求によって支払いを受けたとは、一言も述べていないばかりか、4月中は、15対1基準になっていないと証言しているのであるから（B 証言89頁）、原判決の概算請求による支払いを受けたとする判示は、明らかに原判決がその信用性を認める証言にも反しているのであって、原判決の認定は甚だ矛盾したものとなって

いる。

また、外来患者に関する原判決の判示も証拠に反するものである。

静和病院においては、平成18年4月1日からは、入院患者のみならず、外来患者も静和病院で診療を受けているのであり、外来患者は、その日のうちに改定後の基準による医療費自己負担分を静和病院に支払っている。

平成18年4月1日からの新たな改定基準によると、病院の初診料は270点、再診料は57点となった（甲51添付資料「○診療報酬の算定方法」3枚目）。平成18年3月までの初診料は255点、再診料は58点である。

平成18年4月1日の外来・再診患者 〇 の診療報酬明細は、改定後の基準である57点で作成されており、これに基づく自己負担金は、当日のうちに支払い済みである（原審弁6の1、6の2）。

平成18年4月2日の外来・再診患者 〇 の診療報酬明細は、4月2日に57点で計算されている（原審弁7）。

平成18年4月6日の外来・初診患者 〇 の診療報酬明細は、再診につき57点などで計算されて、同日に自己負担分9,680円の支払いは済んでいる（原審弁8、8の1）。

4月3日には、外来患者のうち8人が診察を受けたその当日中に自己負担分を支払っており（原審弁9）、4月4日には、同様に4人が（原審弁10）、4月5日には2人が（原審弁11）、4月7日には、6人が診察を受けて、その日のうちに自己負担分を支払っている。

は、平成18年4月15日、16日の入院で、15対1基準で診療報酬明細が作成され、4月16日に支払を終えている（原審弁13の1、13の2）。

は、4月18日から22日まで入院し、15対1基準により診療報酬明細が作成され、4月22日に支払を終えている（原審弁14の1、14の2）。

Ｂ 証言に反して、客観的な診療報酬明細書と領収書は、平成18年4月1日から、現場で運用が開始されていたことは明白である。

原判決は、静和病院におけるかかる取り扱いについて、「平成18年4月1日以降の外来患者の自己負担金について、改定された基準にしたがって支払いがなされているとも指摘するが、外来患者と入院診療とでは診療報酬の体系が異なるのであって、外来患者についての取り扱いのいかんが上記判断（弁護人注：Ｂ 証言の信用性判断）を左右するものとはいえない」と判示する。

原判決のかかる判示が、本件証拠に反するばかりか、論理的にも、およそなり立たないものであることは一目瞭然である。

原判決は、入院患者と外来患者とでは、診療報酬の体系が異なっているというが、その相異の内容は、単に、点数が異なっているにすぎず、診療報酬の体系が異なるわけではない。

静和病院においては、平成18年4月1日以降の外来患者については、同日から改訂された基準に基づく診療報酬が請求されて支払われていることは、客観的な事実であって、診療報酬体系が入院患者、外来患者において異なってもいなくとも、外来患者に関する平成18年4月改定に基づく診療報酬が、平成18年4月1日から実際に運用され、患者に対して請求され、患者が支払っていたことは、否定しがたい事実である。

かかる事実は、明らかにＢ 証言を否定する事実であって、Ｂ 証言の信用性が基本的に崩壊していることは明らかである。

すなわち、Ｂ は、実際に平成18年4月よりも相当早い時期に改定基準を把握し、静和病院の診療報酬明細のコンピューターソフトを入れ替え、4月1日から稼働させておきながら、平然と全くの虚偽を述べているのであって、およそＢ の供述を信用する余地はない。

上記のとおり、かかるＢ 証言の信用性を肯認し、客観的証拠が示す事実

を無視する原判決に事実誤認があることは明らかである。B は、すでに、平成18年4月1日以前の早い時期に、改定基準を知っているのであるから、平成18年3月30日に初めてその内容を知って、31日に被告人吉田に説明したとのB証言は根本的に虚偽である。

第3 静和病院の業務の実情から被告人両名の関与を推認する原判決の事実誤認

1 原判決の判示

原判決は、静和病院は被告人両名が中心となって設立、発展させ、経営も被告人両名が中心であり、一般病棟の入院基本料が15対1基準によっていることを被告人両名に知られないようにすることは不可能であり、被告人吉田が中心となって医療監視対策を講じ、組織的・継続的に看護職員を多く見せかける偽装行為が行われていたから、被告人両名が本件詐欺に関する事情を了解しておらず、関与していないことは到底考え難く、B、Aとの詐欺の共謀は強く推認されると判示する（原判決4～8頁）。

しかし、かかる原判決の判示は、第1に指摘したとおり、施設基準に基づく必要看護職員数について、AやBらが根本的に誤った理解をしていたにも関わらず、これが全く是正されていなかったとの事実を無視した誤った認定であって、かえって、被告人両名が15対1基準を知らなかったが故に、誤った認識のまま放置されていたことを窺わせるに十分な事情である。

実際、原判決の判示は、静和病院における業務の実情を無視したものであって、事実を誤認している。

2 被告人吉田の業務状況について

被告人吉田の関心のほとんどは、医療に向けられており、朝5時半に起きてからは、6時から各病棟へ電話を入れて約300床の状況をチェックしたうえで各病棟を回り、必要な処置を施してから、各病棟のレントゲン、CT、MRI、電子カルテを見、さらに、生化学、末梢血液検査、細菌検

査などを確認して8時半ころからドクターと夜勤明けのナースらとカルテチェックを行い、その作業はおおむね11時ころまでかかることが多い。

午後も3時45分ころから6時ころまでカルテチェックを行っている。

被告人吉田は、高額な医療機器の購入やジェネリック薬品の購入などにも関わり、全国の看護学校を回って看護師の募集をしたこともあるが、これも適切な医療行為の実現のためであり、被告人吉田の日常的な業務は医師としての業務が中心である。

看護師の配置などはA総婦長に任せており、被告人吉田が看護師の配置をチェックするのは、看護業務に問題がある看護師について配置転換の可否を考えるためであって、日常的な看護師の数や夜勤体制などについてはAに任せきりになっていた。

他方で、静和病院の収入は安定しており、診療報酬請求は1ヶ月に1億4～5000万円程度であって、年間数億程度の黒字となっていたことから、被告人吉田や同水谷は、収入確保のために特段の関心を払わなければならない状況にはなかった。そのため、報酬月額算定基礎届その他の事務手続は、B、Cに任せてきたのであり、院長の決裁用印鑑も、被告人吉田自身が管理することなく、被告人吉田が印鑑を押捺することはないほどに、すべて任せていたのが実情である。

15対1基準と特別入院基本料とでは、月額約800万円ほどの差が出る可能性があるとしても、上記のごとく1ヶ月平均1億4～5000万円の診療報酬請求をしている状況の中では、月額約800万円の減収が、静和病院の経営維持に大きな影響を与えるものではない。

B自身も、1審における証言で、弁護人の質問に対して、診療報酬の額については、「1ヶ月に30日の月があったり、31日の月があったりで、それで4～500万円ぐらいいは差があったと思います」と述べているとおり（B'94頁）、静和病院の診療報酬の額は、平均すると1日あたり約4

～500万円と見ることができるのであって、15対1基準と特別入院基本料の差額は、1ヶ月当たりで、せいぜい1～2日分にすぎないのである。

したがって、年間では、約18億円ほどの診療報酬が、特別入院基本料による算定では約17億円程度に減ずるということになる。これは、静和病院の経営にとってはさほどの影響が生ずるものではない。

平成18年4月からの診療報酬改定は、確かに、診療報酬請求に一定の影響を与えるものであったとしても、安定した報酬請求を継続できる状況にあった静和病院の被告人吉田、被告人水谷が大きな関心を抱くほどの変更を伴うものではなかったのである。

実際、せいぜい月額800万円程度の金額の差は、月によって急性期の診療などで高額治療が生じたり、手術の件数などで増減することがあり、その程度の減収を食い止めるために、静和病院全体が組織ぐるみで詐欺を働くことなど、およそ考えられないことである。

3 組織的・継続的な偽装行為について

原判決は、被告人吉田が中心となって医療監視に対する対策を講じ、被告人水谷が中心となって虚偽の健康保険被保険者報酬月額算定基礎届けを提出していたと判示する（原判決7頁）。

しかし、静和病院において看護師が不足していたとしても、それは全国の病院において一様に指摘される状況であり、静和病院のみが問題とされる事柄ではない。Bが医事課主任として入院基本料等の施設基準を偽って届け出たことについて、被告人両名が承認していた事実はなく、被告人両名が施設基準等の届出について監督を怠っていたことについて責任があるとしても、組織ぐるみで不正の隠蔽を行っていたものではない。

被告人両名は、特別入院基本料の存在を理解していなかったのであり、平成15年9月に新病棟を建設した際に、完成が遅れることがあり、診療報酬が減額された件についても、被告人吉田は、特別入院基本料が適用さ

れたことを理解していない（1原吉田8回65頁）。

仮に、被告人吉田、被告人水谷を含めた組織ぐるみの不正行為によって違法な利益を得ようとする姿勢があったのであれば、新棟建設に当たって静岡県から提供される補助金1億円を、わざわざ断るようなことをするはずもない。

4 被告人水谷の業務状況について

被告人水谷は、事務長であったものの、平成10年ころから、平成17年半ばころまでは、病棟建築の業務に忙殺されており、建築の目処がついたころからは、既に設立してあった医療法人に病院経営を移行させる業務が煩雑となり、ようやくのこと、平成18年1月1日から医療法人静和会による病院経営を実現することができる運びとなった。

医療法人移行直後は、まず、個人病院が平成17年12月末で業務を終了するので、その申告を平成18年3月に処理する必要がある。

そして、新たに活動を開始した医療法人についても、平成18年1月から3月までの3ヶ月間分の決算業務を5月末日までに行うことを要した。なお、同年4月からは新しい会計年度が始まるので、その整備も必要であった。

その他に、被告人水谷は、株式会社和光について、平成17年12月末日決算であるため、平成18年2月までに申告業務を行い、また、株式会社大興については、平成18年2月末日決算であるため、平成18年4月未までに申告業務を行う必要がある。

被告人水谷は、通常 of 病院の事務長とは異なり、静和病院の事務とは別の多大な業務を抱え込んでいたのであり、静和病院の業務に関しては、 ∇ 、 A 、 B らのスタッフに任せるほかなかったのが実情であった。

しかも、平成18年3月10日には、被告人水谷の弟である \quad が大動脈瘤乖離で東京都立広尾病院へ緊急入院し、静和病院からヘリコプタ

一で緊急搬送されて、被告人水谷も同乗するなど、まことに慌ただしい日々を送っていた。問題となる静岡のしずぎんホールにおける平成18年3月28日の医療法説明会も、説明会場へ向かう途中で被告人水谷の母が死亡したとの知らせを受けて、被告人水谷は、受付だけを済ませて、説明を聞くことなくそのまま滋賀県に向かい、静和病院へ戻ったのは、4月3日の午前1時半ころであって、仮眠を取った後に、朝8時半ころからの主任会議に出席しているのであり、平成18年3月30日の暖香園での説明会の開催自体、当時被告人水谷は知らされていない。

このような日常を送りながら、被告人水谷自身も、静和病院の経営状況が4～5億の黒字となっていることを認識していたから、診療報酬基準の改定により、特別入院基本料が適用されることを知っていれば、月額800万円程度の減収が生じたとしても、詐欺行為を働いてまでこれを回避するよう、A その他の者に指示することはあり得ない。

第4 被告人らとB, Aとの共謀の不存在

1 原判決の事実誤認

原判決は、1審におけるB, Aの証言に基づいて、被告人両名に本件詐欺の故意及び共謀があることを認定している（原判決8～10頁）。

原判決は、B, Aの両名が共犯者であるからいわゆる引き込み証言のおそれを考慮に入れて証言の信用性を慎重に判断する必要があると判示しながら（原判決9頁）、B, A両名の証言が自然かつ具体的で、相互に補強し合うものであること、被告人吉田の書き込みのあるレポートや15対1基準について記載のある被告人水谷ダイアリーなど両名の証言を裏付ける客観的な証拠があることなどをあげ、B, A供述がいずれも十分信用できると判示する（原判決18頁）。

しかし、B, A両名の証言が自然かつ具体的で、相互に補強し合うも

のであることとの理由は、それ自体としては、引き込み証言を図る者に広く共通してみられる状況であって、そもそも引き込み証言をしているか否かを判断することの根拠とならない。B レポートへの被告人吉田の書き込みは、次項に述べるとおり、かえって、B 証言の信用性を否定するものであるし、被告人水谷のダイアリーの記事も、被告人水谷の15対1基準の認識を示すものではない。

しかし、B 証言は、平成18年4月1日からの診療報酬明細書と入院患者、外来患者の領収書という客観的な証拠に反しており、信用できないことは、すでに指摘したとおりである。

B、A 両名の各証言は、典型的な共犯者による引きずり込み供述であり、およそ信用性がなく、B、A 供述に依拠した原判決の判事は事実を誤認している。

2 B 供述の虚偽性

B の供述は、当時の状況について、およそ事実と異なる描写をしており、甚だ信用性に欠ける。

原判決は、B 及び A は、平成18年3月までに、内容の詳細はともかく、同年4月から診療報酬の基準が改定されることを被告人水谷から聞いていたと判示するが（原判決8頁）、B 証言自体においても、被告人水谷が B に指示したことはなく、被告人吉田から説明会に行くようにとの指示も、平成18年3月上旬であり、実際の説明会は3月30日であったという。

いうまでもなく、点数改定等の説明資料は予め入手できるのであるから、実際の改定時期である平成18年4月1日の文字どおり直前になるまで改定基準の把握について被告人吉田や被告人水谷から何らの指示もなかったこと自体が、被告人吉田、被告人水谷両名が基準の改定について、自ら関わる意思がなかったことを示していることとなる。

他方で、B は、施設基準に関する届出事務については、平成13年に当

時の総務部長であった。 から引き継いで担当者となり、その後5年も経過していたのであるから、当然のことながら、静和病院におけるその部門の責任者として、院長や事務長の指示を受けるまでもなく、その内容を把握すべき立場にあったし、すでに指摘したように、診療報酬明細書の作成のために、静和病院のコンピュータには平成18年4月改定基準を実際に組み込んでおり、4月1日から稼働させていたのであるから、 が4月改定基準を3月30日の説明会以前に知悉していたことは明らかである。

また、 B は、中医協が平成18年2月15日に作成した「平成18年度診療報酬改定の概要について（案）」（甲59）を2月16日には受領して目を通してもいるのである。

にもかかわらず、 B は、中身までははっきりと見たかどうか覚えていない、などと曖昧な証言に終始しているが（ B 証言55頁）、みずからが担当責任者となっている業務について、重要な資料が病院に届いているにもかかわらず、あいまいな供述しかできないこと自体、不自然である。

したがって、 B があたかも、3月30日の説明会に至って改定基準の内容を具体的に知り、そのうえで、被告人らに説明したとの B 供述は根本的に虚偽なのである。

3 B レポート（甲57）の不自然性

- (1) B レポートの内容は、本件に関わる項目としては「看護職員の配置割合」であり、その内容は、 B レポートには添付されていない「点数表改定のポイント」の一般病棟入院基本料に関する530頁（甲195）がなければ理解できない。

B は、平成18年3月31日に、この530頁をも被告人吉田に渡して説明したと述べるが、事実と反しており、被告人吉田は、530頁を見せられたことはない。

B は、入院基本料の変更が一番大きな重要な部分だったから、 B レ

ポートには添付することなく、一般病棟入院基本料の530頁のコピー(甲195)を別個にしたと証言し、あるいは、病院から帰ってからレポートを作成したので夜遅い時間になったので、自分で作成するよりはコピーをした方が早いと思ったとも述べる。

しかしながら、Bレポートには、疾患別リハビリテーション施設基準、通則の施設基準と入院基本料等加算の施設基準などの資料をコピーして添付されていることと対比しても、上記530頁も一体の報告書として作成されなければならないことは当然である。

しかも、Bレポートと530頁の資料とを照らし合わせるとしても、Bレポートの中で、照らし合わせる事項は、同レポート4枚目の「☆看護職員の配置割合」であるところ、Bレポートの記載内容自体は、530頁の資料をわざわざ別個のコピーにして照らし合わせるほどの内容がある記載ではない。照らし合わせる必要性はほとんどないのである。

また、作成が夜遅くなってしまったので、自分で作成するよりはコピーをした方が早いともいうが、他の項目について、それなりにレポートとして作成されていることと対比すると、B自身が、入院基本料の変更が最も重大だと考えていたとすれば、何よりもまずこの入院基本料の項目について、他の項目以上にその趣旨を明示的に記載して当然である。にも関わらず、Bレポートにおいては、かえって、この入院基本料の項目については、一見したただけでは意味を理解できないようなあいまいな記載となっている。

実際、上記資料530頁のうち「15対1入院基本料」の項目についてだけでも、「60日以内」、「15：1」、算定点数「954」、「特別入院基本料575点」などについてだけ記載することが容易に可能であり、それも短時間で作成することができるのであって、最重要項目であるこの事項について、レポートに記載せずにコピーのみとした理由とはならない。

しかも、自分で作成するよりはコピーした方が早いとしても、そのこと自体と、その肝腎のコピーをBレポートに添付しないこととは別のことであって、これも理由にはならない。

実際には、Bレポートの他の項目の記載も、上記のごとく他の資料を添付しているのであるから、なおさら、最も重要な入金基本料変更について、まず記載すべきであり、かつ、530頁の資料も他の資料と同様に添付することも当然である。

そして、何よりも、このBレポートの記載が不可解なことは、4月改定基準において最も重要な点である、具体的な看護職員配置人員数の計算方法について記載がないことである。4月改定基準が従来の基準と大きく異なる点は、看護職員数が在職職員数による基準から、各病棟ごとに常時配置すべき看護職員数に変更された点であることはいうまでもない。

しかし、Bレポートでは、この最も重大な点には全く触れられていないのであり、B証言においても、全く触れられていないことが、B証言の信用性が根本的に否定される理由となる。

- (2) Bは、平成18年4月改訂以前の基準に関して、看護職員が不足していることを、被告人吉田や被告人水谷が把握「していたはずだ」と述べ、その理由について、毎月の実際の勤務表を院長、事務長に見せるからだと述べる（B証言16頁）。

しかし、これほど不可解な証言はない。

Bは、被告人吉田、被告人水谷の指示で被告人吉田、被告人水谷が看護職員が不足していることを知りながら、虚偽の報酬請求をしていたのであるというのであるから、被告人吉田、被告人水谷が看護職員が不足していることを「把握していたはずです」と述べるのではなく、「把握していた」と述べなければならない。

そして、その前提として、4月改定基準によって、従来とは異なった新

たな看護職員配置必要人数を各病棟ごとに計算の上、これを被告人吉田、被告人水谷に示さなければならないのであり、これが B の職務上の務めである。

しかしながら、施設基準届出業務の責任者であった B は、被告人吉田、被告人水谷が実際の勤務表等を見ていたから、看護職員の不足を把握していたと思うという限りでしか、被告人吉田、被告人水谷の看護職員数に対する認識を説明することができない。

すなわち、B 証言によると、被告人吉田、被告人水谷は、4月改定基準に基づく各病棟ごとの看護職員必要配置人数を知らないことを示しているのである。

B が示すべき資料は、「基本診療科の施設基準」や「基本診療科の施設基準等及びその届出に関する手続の取り扱いについて」（いずれも甲38添付資料）であり、また、かかる資料に基づく各病棟における具体的な看護職員配置人員数なのである。

施設基準届出業務の責任者であった B さえも、看護職員配置人員の計算方法を理解していなかったとすれば、被告人吉田や被告人水谷が、看護職員配置人員の必要人数を理解していなかったことは当然のことである。

あるいは、B が具体的な計算方法を理解していたとすると、B 証言によれば、この計算方法を被告人吉田、被告人水谷に対して説明しなかったことは明白であって、そうだとすれば、B は、静和病院の院長と事務長には何も知らせることなく、不必要に多数の看護職員を水増しさせた偽勤務表に基づく病院運営を強いたことになり、本件詐欺には、被告人吉田、被告人水谷は全く関与していなかったことは、極めて明白なこととなる。

(3) B は、被告人吉田に対して、看護職員が不足していることからして、この病院では、特別入院基本料となると説明したという。

そうだとすると、まさしくこの点こそが、平成18年4月改定の最重要

事項となることは明らかである。実際、甲195の530頁には、「特別入院基本料」に関する記載があるのだから、施設基準届出業務の責任者であったBとしては、この事実を甲57の「Bレポート」に記載しなければいけなかったのである。

Bレポート作成の必要性は、まさしくこの点にあったのであり、B自身が、入院基本料の変更が最重要項目であることを認識したのであるから、何をおいても、たとえその作成が夜遅くなったとしてもBレポートには、看護職員が不足すると「特別入院基本料」になることを、記載しなければいけなかった。

そして、特別入院基本料となるべきことの根拠は、やはり、各病棟ごとに必要な配置看護職員の人数であることはいうまでもない。

しかし、Bはこの「特別入院基本料」をあえてBレポート自体に記載することなく、しかも、上記530頁の最も重要な資料をBレポートに添付することなく、被告人吉田に対して、その資料を示さなかつただけでなく、その根拠となるべき看護職員の必要配置人数についても、一切示すことがなかつたのである。

- (4) Bは、上記530頁の資料を被告人吉田、被告人水谷には示すことがなかつたものの、Aら職員には示して説明をしている。Bは、肝腎の特別入院基本料に関わる資料を被告人吉田、被告人水谷は見せずに、実際の事務を取り扱うAを初めとする他の病院職員らには示して、具体的な施設届出業務を進めようとしていたのである。

ただし、Bが、実際にAらに対して、4月改定基準による看護職員の必要配置人数を説明したのか、あるいは、説明をしていないのかは不明である。

本件の1審、2審における審理においては、B、A、Cら静和病院職員が、各病棟における看護職員の必要配置人数をどのように計算し、

理解していたのかは不明なままであって、この点に関する証拠調べが全くなされていない。

しかし、そもそも、水増し勤務表を作成するとしても、その根拠となるべき必要な配置看護職員人数を計算した上でなければ、水増し勤務表を作成することはできないのである。そして、実際に作成されていたとされる水増し勤務表は、一般病棟において必要とされる日勤帯7名、夜勤2名とはなっておらず、これを遙かに超える日勤帯勤務人員となっている。

かかる事実を前提とすれば、Bらは、意図的にであるか、無理解によるものであるかはともかく、いずれにしても、被告人吉田、被告人水谷に対して、看護職員の必要人員を説明せず、また特別入院基本料が適用されるか否かについて、現実に配置可能な看護職員の数に基づいた説明をしていないことは客観的な事実である。

すでに、この点において、被告人吉田、被告人水谷は、B、Aらから、具体的な施設基準の適用内容を知らされないままであったことは明らかであって、本件詐欺の故意や共謀が存在する余地はない。

また、本件審理においては、B、A、Cらの4月改定基準による看護職員必要人数に関する認識に関しては、一切証拠調べが行われていないのであり、これは、被告人吉田、被告人水谷の認識の前提となるべき事実について証拠調べがなされていないことを意味するのであるから、審理不済のまま事実認定をした違法がある。

4 B証言を否定する診療報酬明細書の作成

静和病院において作成されていた診療報酬明細書や領収書は、平成18年4月1日から、すでに、4月改定基準に従って作成され、入院患者と外来患者から、改定基準に基づく診療報酬を受領していたのであり、平成18年5月に入ってから、4月改定基準による診療報酬請求を実行したとのB証言が全くの虚偽であることは、ことはすでに指摘したとおりであって、B証

言は根本的に信用できず、B証言を客観的事実に沿うものとしてその信用性を肯定した原判決には、明らかに事実誤認がある。

5 Bの被告人吉田への説明状況の不自然性

(1) Bは、平成18年3月31日午前9時ころに、3月30日の説明会の内容を被告人吉田に説明した際、被告人吉田は、新聞を読んでいたと述べるが（B証言11頁）、被告人吉田がその時間帯にカルテチェックをしていたことは明白であり、Bが証言するごとく、新聞を読んでいるような状況ではなく、かかるB証言は客観的な状況に反して信用できない。

(2) そして、Bは、このままでいくと特別入院基本料になると被告人吉田に説明したところ、「あほか、おまえは」と言われたので、特別入院基本料で届け出る気はないと思ったと述べる（B証言17頁）。

しかし、被告人吉田はそもそも特別入院基本料がいかなるものか認識していなかった。

この点につき、Bは、平成15年8月31日で老人病棟入院基本料が廃止となったものの、新病棟の建設が遅れて療養型病床としての届出ができなかったときに、一般病棟として特別入院基本料で届け出たが、その旨を被告人吉田にも報告しているから知っていたはずだと証言する。しかし、その時、被告人吉田に報告した際の具体的状況については覚えておらず、この証言は信用できない。被告人吉田は、新病棟（療養型病床はすべて新病棟になる）の建設が遅れて、そのペナルティーとして診療報酬が減らされるという程度の認識であって（吉田8回64～65頁）、特別入院基本料として理解していなかった。

(3) さらにBは、被告人吉田が「おばんに言って、いないナースのところに茶器セットを送っておけ」と言ったので、特別入院基本料で届け出る気はないないと思ったと証言する（B証言22頁）。

しかし、被告人吉田が茶器セットを送れなどと言うことはあり得ない。

本件において捜査機関は、静和病院に架空看護師として名前を貸した看護師全てから事情聴取をし、詳細な調書を作成しているが、平成18年4月頃、茶器セットを送ってもらったと供述している者は一人もいない。静和病院で被告人吉田の指示が絶対的であるならば、茶器セットを送れという指示は忠実に守られているはずである。茶器セットをもらった者がいないということは、被告人吉田の指示もなかったということである。

被告人吉田も被告人水谷もこの茶器セットは、謝礼にふさわしくないものと思っていた。もともとは平成15年頃、贈答用として被告人吉田の弟（ ）が中国の景德鎮から仕入れてきたものであるが、品質が悪く、贈答用としては使用しなくなっていた。従業員にも無償で配ったりした。そのような品物を看護師配置偽装に関わる「大事な」依頼をする看護師に対する謝礼として使用するはずがない。また被告人吉田は、普段から大阪弁を使用しており、「いないナース」などという表現はあり得ない。大阪弁では「いない」ではなく「おらん」と言う（吉田8回41～42頁）。

被告人吉田が茶器セットについて仮に指示をするならば、 に対して被告人水谷への指示を伝言などしないで、直接被告人水谷か井上に指示すれば足りる（吉田8回41頁）。

B は、4月3日に被告人水谷と A にレポートに基づいて説明した際に、被告人水谷に対して、茶器セットを送るようにという被告人吉田の指示を伝えたと言言するが（ B 証言33頁）、すぐ近くにいた A はこの言葉を聞いていない。もちろん、被告人水谷も、およそ B からこのような話を聞かされたことはない。

これは、全くの B の作り話である。

(4) さらに B は、3月31日に A が被告人吉田に説明している際に、被告人吉田が手書きで B レポートに書き込みをしたと述べる。

原判決は、B レポートに被告人吉田の書き込みがあることを B 証言を裏付ける客観的証拠であると判示する（原判決9頁）。

B としては、客観的に B レポートに被告人吉田の書き込み記載があるために、自分の目の前で被告人吉田が書き込んだと述べるほかなかったが、甲57の記載からも明らかなように、被告人吉田は、B レポート2枚目の「コンピューター断層撮影」の項の「機器別の評価への変更」「マルチスライス型」の箇所、3枚目の「処置料 ☆人工腎臓 エポジン3000単位 5251円(525点)」の3箇所に「？」を記載している。いうまでもなく、被告人吉田が疑問を抱いたのであれば、その場で説明しているはずの B に尋ねれば足りることであり、実際、疑問に思えば被告人吉田は B に尋ねたはずである。

にもかかわらず、B は、被告人吉田が「？」をつけているのを目の前で見ながら、被告人吉田が尋ねれば答えたが、特に言葉を発しなればそのままだったような気がするなどと述べる（B 証言113頁）。

被告人吉田は、疑問があるからこそ「？」をつけているのであるから、目の前に B がいれば、「？」をつける前に、B に尋ねれば足りることである。

さらに驚くべきことに、この「？」について弁護人から尋ねられた B は、「私が説明する前に先に読んでいたんじゃないんですか」とまで述べる（B 証言70頁）。

しかし、B は、平成18年3月31日の朝、被告人吉田に説明するために、この B レポートを持って行ったというのであるから、被告人吉田が事前にこのレポートを読むことなどあり得ない。

B が目の前にいながら被告人吉田が「？」を付けたことの説明がで

きないために、B は、文字どおり場当たりの虚偽の説明を繰り返しているのである。

そればかりではない。被告人吉田は、4箇所「申請」との書き込みをしているうえ、4枚目には「申請4/10」と記載している。

しかし、実際に必要なのは、「申請」ではなく「届出」であるうえに、その届出書の提出は4月14日までなのであり、そのことをBは十分に承知していたのである。

にもかかわらず、被告人吉田は「申請4/10」と書き込みながら、その点をその場にいるはずのBに尋ねなかったというのであろうか。

：Bは、「申請」や「4/10」との記載内容について、Bの目の前で、被告人吉田が記載しているはずの状況について、届出申請をお前がしろということだと思った、と述べながら、被告人吉田からは、質問もなければ、指示もなかったと言う（：B証言67頁）。

明らかに、Bは、B自身が被告人吉田に説明したという状況について、客観的に残された甲57の記載に反する証言しかしていないのであって、およそBの供述に信用性がない。

第5 B 供述を否定する被告人吉田のカルテチェック

1 原判決の事実誤認

原判決は、被告人吉田がカルテチェックをしていたことを考慮に入れても、Bから説明を受ける時間がなかったとはいえないことや、診療録からは被告人吉田のカルテチェックと写真撮影や検査指示との関係、検査を指示した者やその時刻をうかがうことはできず、被告人吉田の供述を裏付ける証拠や根拠はないと判示する（原判決15、16頁）。

しかし、原判決のかかる判示は、客観的な証拠を無視した事実誤認である。

2 カルテチェックの状況

- (1) カルテチェックは、朝と夕方の2回行っていたが、朝は通常午前8時半から、夜勤明けの看護師から重症患者についての報告を受け、出勤してきて医師らと病状、治療方針などについて協議することを言う。老人がかかりやすい多臓器不全の治療は、総合的な経験、知識が必要であり、静和病院では被告人吉田がその指示を出していた。細菌培養結果が出るまでの抗生物質の指示なども被告人吉田でないとできなかった。(培養結果が出て起炎菌が特定されればその細菌に対して有効な抗生剤を投与すればいい。しかし、起炎菌が判明するまでは、何も抗生剤を投与しないわけにはいかず、起炎菌を予想して抗生剤を投与しなければならない。その判断には経験と勘が必要であり、被告人吉田以外の医師にはそれができなかった。)

カルテチェックを行って被告人吉田が指示を出した時は、被告人吉田がその指示内容をカルテに記載する。

カルテチェックを行った場所は平成18年3月、4月当時は、静和病院の4階事務室の隣の部屋(ミーティング室とも言った)である。その当時は重症患者は1階から5階まで分散していたから、4階のエレベーターの前のこの部屋が関係者が集まるのに便利だったからである。平成19年になると重症患者は3階東病棟に集めたので、その病棟で行うようになった。

(吉田8回114～116頁)

- (2) 平成18年3月31日のカルテチェックの状況については、
医師が被告人吉田を含めて当日の勤務医がカルテチェックを行っており、
Bが被告人吉田に4月改定基準を説明していたことはなかったことを原審提出の高本医師の上申書で明示しているところ、原審は、
医師の証人尋問請求を却下した。その結果、原判決は、上記の如く、カルテチェックの間に、
Bが被告人吉田に改定基準の説明をしたとの全くの虚構の事実を誤認したのである。

3月31日当日のカルテチェックの状況は次のとおりである。

午前6時から、という患者がタール便が出たため、その処置（胃洗浄、アスピリンの中止、輸血など）を行った。午前8時2分と8時8分には血液検査の結果が出ている。この血液検査の指示は被告人吉田が行い、10分ほどで結果が出るものである。8時半からはカルテチェックが始まるが、カルテチェックの際に、バンコマイシンとインダストという抗生剤の投与の指示を出している（弁8、吉田71頁以下）。

この日は、重症患者が多く、次々とカルテチェックを行っていった。カルテチェックしていた患者は、確認できる限り次のとおりである。合計29人にもものぼる。

(弁8)	(弁2)	(弁126)
(弁136)	(弁13)	(弁14)
(弁5)	(弁3)	(弁10)
(弁119)	(弁15)	(弁12)
(弁133)	(弁1)	(弁9)
(弁118)	(弁123)	(弁16)
(弁11)	(弁130)	(弁131)
(弁144)	(弁122)	(弁137)
(弁132)	(弁142)	(弁128)
(弁143)	(弁7)	

- (3) どの患者のカルテチェックを何時何分頃行っていたかについて記載上は必ずしも明らかではないが、時刻を特定できる患者がある。

(弁126)については、被告人吉田と 医師が診ているが、3月31日の欄には、日付を被告人吉田が記載し、右の欄の生化学や末梢血の検査等の指示も被告人吉田が出している。そして、患者の写真が貼り付けられているが、その写真には 医師の字で3月31日午前9時と撮影時刻が書きこまれている。 医師は被告人吉田を伴って病室に行

って、 を撮影し、その時刻を記入したものであり、被告人吉田は午前9時頃には、 を訪ねて病室に行ったりカルテチェックを行っていた。

(弁13)は、慢性腎不全の患者で、3月31日の欄に、被告人吉田がf(-)(熱はないという意味)と記載し、続いて経管(鼻腔)栄養については継続(d o i n g)との指示を出している。その次の頁に被告人吉田が青鉛筆でBUNなどの検査数値を書き込んでいる。この数値は前日の3月30日の検査数値で、 医師から前日のデータはどうなっているかと聞かれて書き加えたものである。被告人吉田は、その後、看護職員に血液検査の指示を出している。血液透析に入る前に腎機能などの数値を確認しておくためである。その検査結果が午前9時20分にあがってきており、検査結果票がカルテに貼り付けられている。この検査結果を見て血液透析の指示を出したのである。したがって、午前9時10分頃には、 のカルテチェックを行い血液検査の指示を出し、午前9時20分頃には検査結果を見て血液透析の指示を出している。

(弁14)は、3月31日にはDIC(播種性血管内凝固症候群)を発症し、4月1日には死亡した末期の患者であったが、3月31日は血液透析、IVH(中心静脈栄養)などの処置の指示を出し、血液検査の指示を出し、その血液検査の結果の報告が午前9時24分にあがってきている。その報告書がカルテに貼り付けられている。この血液検査は病院内で行うもので、10分位で結果報告が来る。その検査結果はもちろん被告人吉田が確認してカルテに貼付を命じているのである。したがって、被告人吉田は午前9時14分頃までにはカルテチェックをして血液検査の指示を出し、9時24分頃には検査結果に目を通してしている。なお、検査票の「06/3/1」は計器の設定ミスであり、「06/3/31」が正しい。3月1日の検査結果を3月31日のところに貼ることはない。

(弁15)の3月31日のカルテには、10時47分の血液検査報告が貼り付けられており、血液検査の指示はその10分位前には出しているはずである。

のカルテ(弁12)には、10時40分に 医師の撮った患者の写真が貼り付けてあり、その写真の横に被告人吉田のサインがある。

上記のように、 が被告人吉田に報告、説明したという午前9時から15分なし20分の頃は、被告人吉田はカルテチェックをしており、写真撮影のため病棟にも足を運んでおり、 の報告を聞くような時間的余裕は全くなかった。

- (4) 原判決は、看護師らのタイムカードに関して、看護師らの退出時刻と被告人吉田によるカルテチェックの時刻との関連性を示す証拠はないと判示する(原判決16頁)。

しかし、夜勤の看護師は、朝のカルテチェックで被告人吉田に対して、担当している患者の報告をすませなければ帰れない(吉田8回104, 114頁)。

夜間の患者の状況について、3月30日から31日にかけての夜勤の看護師は ... の4人である。彼らのタイムカードを見ると、 は午前9時21分に、 は午前10時3分に、 は午前11時17分に、 は午前11時21分に退出している。ということは、少なくとも午前11時21分まではカルテチェックを行っていたのである。この間に29人の患者のカルテチェックをすると単純に割って一人あたり5分53秒になる。午前9時21分に、

看護師が退出しているということは同看護師の担当患者のカルテチェックはその時刻までかかっていたということである。前述のように、午前9時から9時20分頃にかけて、被告人吉田は、

の3人の患者のカルテチェックを行っていたことは記録上明

らかであるが、午前8時半頃から始まったカルテチェックではこれ以外に9時21分に退出した加藤看護師の担当していた、
、
のカルテチェックが行われていたことも確実である。また重症の、
、
などのカルテチェックは優先して行われているはずである。実際にはこれ以外の患者のカルテチェックも行っていたが、これら10人分だけでも50分前後の時間を要するものであり、これら患者のカルテチェックを行う一方で新聞を読んだり、午前9時から9時15分ないし20分の間に、
から18年診療報酬改定の報告を受ける時間的余裕は全くない。

繰り返して言うが、
、
、
の3人の患者のカルテチェックは午前9時から20分の間である。したがって、午前9時から15分ないし20分位の間被告吉田に報告したとという証言は全く信用できない。

第6 被告人水谷とB、Aとの共謀の不存在—4月3日のいわゆる三者謀議は虚構であること

1 原判決の判示

1 審判決は、被告人らを有罪とする根拠の1つとして、平成18年4月3日の午前9時ころ、静和病院内のいわゆる「ミーティング室」内において、被告人水谷、B、Aの三者により、虚偽の看護師勤務予定表の作成などについて話し合った事実を認定している。

この点、弁護人は、1審において、同日の三者会談は、捜査機関が作り上げた虚構であると主張し、その理由として、そのころ静和病院においては、毎週月曜日の朝、「ミーティング室」において、病院各課の主任クラスが集まる「主任会議」が開催されており、三者会談が行われたとされる平成18年4月3日月曜日には、この「主任会議」が、まさに同じ部屋で開催されて

いたことを指摘した。

しかし、原判決は、4月3日の朝に、この「主任会議」が開催されていたことを裏付ける証拠はないとし(原判決18頁)、4月3日の朝、BはAも同席の上、被告人水谷に対しても15対1基準について説明をした(原判決8頁)、説明状況についての食い違いは周辺的な事情に関するもので、記憶に食い違いが生じている可能性がある、「点数表改定のポイント」の530頁のコピーの有無は話合いの内容に関する証言の信用性の判断に影響するものではない、Bの被告人水谷との会話についてAの記憶に残るとは言えない、として、いずれも弁護人の指摘を排斥した(原判決14、16頁)。

しかし、原判決のかかる認定は、いずれも事実誤認である。

2 「主任会議」の存在

原判決は、被告人水谷のダイアリーの平成18年4月3日欄に「主任会議」との記載はあるが、これは予定を記載したものと見られる上、同日昼に受けた電話の内容の記載の下にあることから、同日に主任会議があったとしても、その開催時刻は朝ではないと判示する(原判決18頁)。

しかし、かかる原判決の判示は、矛盾したものであって、主任会議は毎週月曜日の朝に開催されていたのであるから、仮に被告人水谷のダイアリーの記載が予定を記載したものであれば、4月3日の欄の下方に主任会議とあらかじめ記載することは不自然ではなく、したがって、昼の電話の記載が、その上方に記載されていても自然であって、毎週月曜日の朝開催される主任会議が、4月3日のみ、理由もなく午後開催されたとする根拠は何もなく、原判決の想像でしかない。

Aも、平成18年4月初旬の主任会議に出席したことは認めており、その席上で、静和病院に勤務していたから、診療報酬改定に関する説明を受けたと述べている(A76頁以下)。主任会議が毎週月曜日の朝に開かれるものであることは、Aも認めるところであって(A75頁)、

4月3日に開かれていなければ、翌週の4月10日ということになるが、この日はAは静和病院には出勤していないのであり（1審弁120）、この4月3日以外に、「主任会議」が、平成18年4月初旬に開催されたことを窺わせる記載はない（甲58）。

したがって、Aが述べる4月初旬の主任会議とは、4月3日朝の主任会議しかない。

この点につき、4月3日の主任会議に出席したBは、3月28日の説明会に出席して資料を持ち帰っており、これをAに渡しているのである。

原審において、Cは、4月3日に早朝主任会議が開催され、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、S、T、U、V、W、X、Y、Z、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ、AA、AB、AC、AD、AE、AF、AG、AH、AI、AJ、AK、AL、AM、AN、AO、AP、AQ、AR、AS、AT、AU、AV、AW、AX、AY、AZ、BA、BB、BC、BD、BE、BF、BG、BH、BI、BJ、BK、BL、BM、BN、BO、BP、BQ、BR、BS、BT、BU、BV、BW、BX、BY、BZ、CA、CB、CC、CD、CE、CF、CG、CH、CI、CJ、CK、CL、CM、CN、CO、CP、CQ、CR、CS、CT、CU、CV、CW、CX、CY、CZ、DA、DB、DC、DD、DE、DF、DG、DH、DI、DJ、DK、DL、DM、DN、DO、DP、DQ、DR、DS、DT、DU、DV、DW、DX、DY、DZ、EA、EB、EC、ED、EE、EF、EG、EH、EI、EJ、EK、EL、EM、EN、EO、EP、EQ、ER、ES、ET、EU、EV、EW、EX、EY、EZ、FA、FB、FC、FD、FE、FF、FG、FH、FI、FJ、FK、FL、FM、FN、FO、FP、FQ、FR、FS、FT、FU、FV、FW、FX、FY、FZ、GA、GB、GC、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK、GL、GM、GN、GO、GP、GQ、GR、GS、GT、GU、GV、GW、GX、GY、GZ、HA、HB、HC、HD、HE、HF、HG、HH、HI、HJ、HK、HL、HM、HN、HO、HP、HQ、HR、HS、HT、HU、HV、HW、HX、HY、HZ、IA、IB、IC、ID、IE、IF、IG、IH、II、IJ、IK、IL、IM、IN、IO、IP、IQ、IR、IS、IT、IU、IV、IW、IX、IY、IZ、JA、JB、JC、JD、JE、JF、JG、JH、JI、JJ、JK、JL、JM、JN、JO、JP、JQ、JR、JS、JT、JU、JV、JW、JX、JY、JZ、KA、KB、KC、KD、KE、KF、KG、KH、KI、KJ、KK、KL、KM、KN、KO、KP、KQ、KR、KS、KT、KU、KV、KW、KX、KY、KZ、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LI、LJ、LK、LL、LM、LN、LO、LP、LQ、LR、LS、LT、LU、LV、LW、LX、LY、LZ、MA、MB、MC、MD、ME、MF、MG、MH、MI、MJ、MK、ML、MM、MN、MO、MP、MQ、MR、MS、MT、MU、MV、MW、MX、MY、MZ、NA、NB、NC、ND、NE、NF、NG、NH、NI、NJ、NK、NL、NM、NO、NP、NQ、NR、NS、NT、NU、NV、NW、NX、NY、NZ、OA、OB、OC、OD、OE、OF、OG、OH、OI、OJ、OK、OL、OM、ON、OO、OP、OQ、OR、OS、OT、OU、OV、OW、OX、OY、OZ、PA、PB、PC、PD、PE、PF、PG、PH、PI、PJ、PK、PL、PM、PN、PO、PP、PQ、PR、PS、PT、PU、PV、PW、PX、PY、PZ、QA、QB、QC、QD、QE、QF、QG、QH、QI、QJ、QK、QL、QM、QN、QO、QP、QQ、QR、QS、QT、QU、QV、QW、QX、QY、QZ、RA、RB、RC、RD、RE、RF、RG、RH、RI、RJ、RK、RL、RM、RN、RO、RP、RQ、RR、RS、RT、RU、RV、RW、RX、RY、RZ、SA、SB、SC、SD、SE、SF、SG、SH、SI、SJ、SK、SL、SM、SN、SO、SP、SQ、SR、SS、ST、SU、SV、SW、SX、SY、SZ、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TI、TJ、TK、TL、TM、TN、TO、TP、TQ、TR、TS、TT、TU、TV、TW、TX、TY、TZ、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UI、UJ、UK、UL、UM、UN、UO、UP、UQ、UR、US、UT、UU、UV、UW、UX、UY、UZ、VA、VB、VC、VD、VE、VF、VG、VH、VI、VJ、VK、VL、VM、VN、VO、VP、VQ、VR、VS、VT、VU、VV、VW、VX、VY、VZ、WA、WB、WC、WD、WE、WF、WG、WH、WI、WJ、WK、WL、WM、WN、WO、WP、WQ、WR、WS、WT、WU、WV、WW、WX、WY、WZ、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XI、XJ、XK、XL、XM、XN、XO、XP、XQ、XR、XS、XT、XU、XV、XW、XX、XY、XZ、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YI、YJ、YK、YL、YM、YN、YO、YP、YQ、YR、YS、YT、YU、YV、YW、YX、YY、YZ、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZI、ZJ、ZK、ZL、ZM、ZN、ZO、ZP、ZQ、ZR、ZS、ZT、ZU、ZV、ZW、ZX、ZY、ZZ

3 いわゆる「Bレポート」について

また、Aの供述には、4月3日の三者会談に際し、Bが持参したとされる「Bレポート」に関する部分について、重大な矛盾がある。

原判決は、これを単に記憶違いの可能性としたり、Bレポートのコピーの有無は事実の存否の判断に影響しないとするが、明らかな事実誤認である。

Aは、4月3日に行われたとされる三者会談において、Bが「平成18年4月 診療報酬改定について」と題するレポート（甲57）を持参して被告人水谷らに説明していた旨及びこの「Bレポート」は、Bが平成18年3月30日に、伊東市内の暖香園ホテルで行われた説明会に出席し、その内容を院長に報告するために作成されたものである旨、明確に供述している（A証言16、17頁、62頁以下）。

しかも、A供述は、不自然な変遷を重ねている。

「Bレポート」に関するA供述の変遷は、以下のとおりである。

Aは、逮捕後の取調べにおいて、警察官に対しても検察官に対しても、

平成18年4月3日に B が持参して被告人水谷らに説明していた旨供述していた。

ところが、平成20年12月19日の保釈後である平成21年1月29日、A は、警察官の取調べにおいて「B レポート」を示された際、誰が作成したものか、いかなる目的で作成されたものか分からない旨供述し、その供述を変更した(弁121)。

その後、公判廷において、再度、平成18年4月3日の三者謀議に際して、B が「B レポート」を持参していたこと及び「B レポート」は B が、平成18年3月30日に伊東市内の暖香園ホテルで開催された説明会の内容を院長に説明するために作成したものであることを供述するに至り、再度、その供述を変遷させた(A 証言16、17頁)。

そして、このように供述が変遷した理由について、A は、警察での取調べのときは記憶があいまいであったが、その後の検察官の取調べにおいて記憶が明確になったという趣旨の供述をしている(A 証言111頁)。

しかも、A の供述変遷の理由は合理的に説明されていない。

すなわち、A は、勾留中の平成20年12月12月14日の取調べにおいて、平成18年4月3日には、B が B 自身から「B レポート」を持参していたことを検察官に対して明確に供述(検100頁以下、100頁以下)した。平成20年12月19日に保釈された後の平成21年1月29日、この「B レポート」は誰が作成したものか、何の目的で作成されたものか分からない、と捜査官に「B レポート」を示された上で供述しているのであって、この警察官調書の記載自体には、なぜ甲90の検察官調書の記載と異なる供述をしているのかについての説明は何もされていない。

4 A 供述変遷の意味

このように、A 供述が変遷した真の理由は、A がかかるとされる事実を真に体験していないこと、つまり、平成18年4月3日の時点で A は「B レポー

ト」など見ておらず、同日の三者謀議自体が虚構で実在しないこと、に起因するのである。

山下は、当時見た「B レポート」には、院長の書き込みはなかったと供述するが、書き込みのない「B レポート」は、全く押収されていない。却って、院長の書き込みのある「B レポート」(甲57)が、A が保管していたファイルから押収されているのである。「B レポート」は、A が作成を命ぜられていた偽勤務表作成において必要な情報が記載された重要な書類であり、A が B からコピーすら受け取らなかったというのは、いかにも不自然である。A の供述は、このような甲57の押収経緯に照らしても不自然というほかない。

しかも、弁121の調書にも、B が被告人吉田、同水谷に示したという「点数表改定のポイント」530頁(甲195)は添付されていない。この点からも、そもそも B が上記530頁の資料を被告人両名に示したことがないことが裏付けられる。

5 A 供述の信用性の不存在

以上のとおり、「B レポート」に関する A の供述は、2度にわたり変遷している。A の公判廷供述は、自身の警察官に対する供述調書(弁121)によって弾劾され、その変遷には合理的な理由がないばかりか、供述した変遷の理由自体が客観的供述経過と整合しない。A 供述は、その信用性を完全に喪失している。

このように、A の供述は、4月3日に自身が見たと述べた「B レポート」について、2度の変遷を経ており、この点に関する弁解にも合理性がない。これは、4月3日の三者会談時に、A が「B レポート」など見ていないことの証左である。かかる重要箇所に関する供述の変遷は、A が4月3日に三者会談を実体験していないことに由来する。

6 A・B 供述の矛盾

本件における重要証人が B 及び A であることは言うまでもないことであるが、両者が等しく体験しているはずである4月3日の三者会談において、両者の供述は大きく食い違っている。

(1) B が持参していた資料について

B が持参していた資料について、A は、いわゆる点数本と「B レポート」のみであり、「530頁のコピー」(甲195)は見た覚えがない、と証言する(A 証言61頁)。

他方、B は、「B レポート」と点数本とは別に「530頁のコピー」も持っていたと供述している(B 証言26頁)。

B が「530頁のコピー」を、A への説明のために持参していたとすれば、このコピーが、まさに看護師の配置基準に関するものであって A が作成を命ぜられている偽勤務表の作成に必要であることに鑑みれば、B が被告人水谷に対してだけこれを見せ、A には見せなかったとは考えられない。また、A がこれを見せられたうえでコピーすら求めなかったとも考えられない。A も、平成18年4月3日のことはよく覚えていると供述しているほどだから、当然このコピーのことを記憶しているはずである。しかし A には、「530頁のコピー」を見た記憶はなく、この点に関する両者の供述は完全に食い違っている。

A が実際に B から「530頁のコピー」を見せられたのであれば、A としては、その事実を否定する必要も理由もない。A は、最終的には平成18年4月の改定内容を把握していたのであり、「530頁のコピー」の記載内容を4月3日に B から見せられているならば、そのままを述べれば足りるのである。しかし、A は明白にこれを否定しているのであり、このことは、実際に4月3日に B が A に「530頁のコピー」を示していないことを裏付けるのであり、ひいては、4月3日の三者会談なるものが存在しないことを意味しているのである。

(2) 被告人吉田の茶器セットを送っておけとの発言について、Bは、被告人水谷に三者会談の席で伝えたという。

しかし、Aは、名義を借りている看護師に茶器セットを送っておくように、という院長の指示を聞いたとの供述を捜査段階から通じて全くしていない。

この点、Bは、Aが勤務表を取りにゆくために席を外していたからだとして供述するが、Aが保管していた勤務表はAが着席していた場所から3、4歩も歩けば届く範囲にあったのであり（A証言66頁）、Bがかかる発言をしていたとすればAに聞こえないはずはない。

Bの上記供述は、はなはだ不合理で、信用できないのである。

(3) 上記のように、両者の三者会談に関する供述は、Bが持参していた資料や席上交わされた会話内容という重要な2点で食い違いを生じており、細かな点を含めれば他にも食い違いが存在する。

このように、重要な点で食い違いが生ずること自体も、A及びBの両名が、平成18年4月3日の三者会談を実際に体験しておらず、三者会談が虚構であることに起因する。

7 A供述におけるミーティング室の机・椅子の配置の間違い

Aは、公判廷において平成18年4月3日朝に三者会談が行われたミーティング室の様子について供述し、その状況を図示している（A証言調書末尾の図面）。

しかし、三者会談が行われたとされる平成18年4月3日時点におけるミーティング室内の机や椅子の配置は、A記載の図面とは全く異なっていた（水谷公判調書末尾の図面参照）。

水谷は、平成16年ころ、自らが机や椅子の図面を引いて中国の業者に発注し、それが平成17年末か18年の頭ころ静和病院に納入されたこと、その一部がミーティング室に配置されたころと軌を一にして「主任会議」がミ

ーティング室で開催されるようになったことを詳細に供述している（水谷6頁以下）。

平成18年4月3日当時のミーティング室内の配置は、Aの図面のよう
に大きな机が一つあったのではなく、机がいくつか口の字型に配置されてい
たというのが実際である。

しかも、被告人水谷の着席位置も全く逆になっている。

このように、Aの書いたミーティング室内部を記載した図面が、平成1
8年4月3日当時の配置と異なっている理由は、言うまでもなくAに平成
18年4月3日時点におけるミーティング室内部の配置に関する記憶がない
こと、つまり、A自身平成18年4月3日における三者会談を体験してい
ない点にある。

Aのミーティング室の机・椅子の配置に関する供述は、当時の同室の客
観的状況と整合せず、この点においてもAの供述には信用性がない。

8 三者会談に触れていない当初のAの供述

(1) Aは、公判廷において、平成18年4月3日に行われたとされる被告
人水谷・Bとの三者会談の内容について詳細に供述している。

しかし、Aは、当初の取調べにおいては具体的な会談の日時について
言及していないばかりか、そもそも被告人水谷及び と三者で会談した
ことそのものを供述していなかった（A証言75頁）。

Aが、会談を行った日時及び三者間で謀議を行った事実について供述
したのは、平成20年10月28日付警察官調書におけるものが最初であ
る（弁120）。

実際に平成18年4月3日に三者会談が行われたのであれば、平成20
年4月23日、7月11日、7月17日（2通調書作成）、7月25日、
9月18日と平成20年10月28日より前に録取された6通の調書に記
載されるべき事は当然であり、それが可能であったはずである。

(2) にもかかわらず、A が、会談の日時及び三者間でなされたとされる謀議の内容を強制捜査開始時たる平成20年4月23日から半年以上経過した同年10月28日に初めて調書に録取されたのは、平成18年4月3日に行われたとされる三者会談が実在しないことに起因する。

すなわち、平成20年4月23日に静岡県警が静和病院を捜索し、多数の証拠物を押収し、その後、証拠物の分析が行われていたと思われるが、膨大な証拠物の分析には相当な時間を要した。その中で、被告人水谷のダイアリー（甲58）の記載や関係者の供述、A の平成18年4月における勤務状況、被告人水谷が平成18年3月28日から4月3日未明まで母親の葬儀のために不在であったこと、いわゆる偽勤務表の作成経過、偽勤務表のB への提出期限である平成18年4月10日の判明及び偽勤務表作成に要する日数からの逆算など、判明した事情を総合して、捜査機関が三者会談は平成18年4月3日朝の機会しかないものと判断して、会談の日時を「設定」したからこそ、会談の日時に関するA の供述が、かくも大幅に遅延したのである。

このように、日時の特定及び三者会談の事実自体についての 供述の時期が大幅に遅れたことは、平成18年4月3日における三者会議など実在しなかったことを裏付けるのである。

9 A は看護師配置夜勤2名体制をすでに B から知らされていた

A は、1審公判廷において、平成18年4月の一般病棟に関する診療報酬改定に伴い、看護師の配置が夜勤2名になること等は、平成18年4月3日朝の三者会談の際に被告人水谷から初めて聞いた旨証言している(A 証言15頁以下、58頁以下)。

しかし、A は、平成20年10月28日付警察官調書（弁120）において、「4月に入った1日か2日ころに伊東市内での説明会のたまかな改定内容として B さんから・・・初めて改定により、看護職員数が実質の

人数に変更になり、夜勤は有資格者の正看、准看の2名以上配置になる、ということの話を聞いており、私はBさんからこのような話を聞いて、既に事務長の指示で作った偽の勤務表は夜勤が1人だったから駄目なのかなというような思いがありました」と供述しており、平成18年4月3日より前に、被告人水谷からではなく、Bから看護師配置基準が実質基準に変わること、及び夜勤には正看、准看など有資格者2名以上が必要となることを既に認識していたことを供述している。

そのうえ、Aは、1審公判廷において、平成18年4月3日の三者会談の席上、自らが作成した偽勤務表が使用できないことを初めて認識したかのような供述をしているが（A証言15頁）、前記のとおり、Bからの説明により、自らが作成していた偽勤務表は夜勤が1名のままであったから使えないという思いを既に抱いていたことが明らかである。

以上の点からも明らかなおおりに、Aのこの点に関する1審公判証言は、自らが体験した事実と異なり、ことさらに被告人水谷の刑事責任を基礎づける方向へと変遷しており、意図的・作為的な供述であって、到底信用できるものではない。

10 タイムカード

Bは、平成18年4月2日は当直であり、翌日4月3日の午前8時31分にタイムカードを打刻して退出している。これは4月3日の三者会談を否定する証拠である。

また同年4月2日の夜勤の看護助手のタイムカードを見ると、退出時刻は次のとおりとなっている。

9 : 2 4

9 : 2 3

9 : 2 1

1 0 : 0 6

10 : 28

9 : 23

10 : 06

10 : 19

看護助手は、カルテチェックには参加しないので、普段の日は特段の事由がないかぎり午前9時から9時30分の間に退出するが、4月3日は10時過ぎて退出した看護助手が5人もいる。主任会議はだいたい午前10時頃に終わり、これら午前10時以降に退出した看護助手は主任会議に出席していたために遅くなったのである。早く退出した看護助手は主任会議には出ていなかった。

ちなみに平成18年3月30日から31日にかけての夜勤の看護助手のタイムカードの退出時刻は次のとおりと早い時間となっており、4月3日に主任会議が開催されていたことを示している。

9 : 09

9 : 48

9 : 22

9 : 41

9 : 27

9 : 16

9 : 22

なお、原判決は、
のタイムカード記の記載（原審弁23）によると、主任会議が開催されなかったと思われる3月27日、3月30日、4月13日の退出時刻が午前10時21分、同10時25分、同10時9分であるとして、看護助手の退出時刻は主任会議とは関連性がないと判示する（原判決19頁）。

しかし、原判決の指摘は、
の夜勤明けの退出時刻が一般的に遅い

ことを意味するにすぎず、固有の問題を一般化して論ずるものであって適切ではない。

- 11 以上のとおり、平成18年4月3日朝には、ミーティング室において「主任会議」が開催されていた。また、Aが三者会談の際確認したとする「Bレポート」に関する供述の変遷も、何らの合理的な理由も述べられていない。加えて、4月3日に関するB、Aの供述には、重要箇所食い違いがある。

よって、原審において、弁護人が指摘した他の諸点と相俟って、そもそも4月3日の三者会談など虚構である、と言わざるを得ないのであり、これを認定した原判決には重大な事実誤認がある。

第7 被告人水谷のダイアリーの記載

原判決は、被告人水谷のダイアリー（甲58）の4月分冒頭頁の欄外記載について、被告人水谷が、平成18年4月初旬までに従来の3対1基準に相当するのが15対1基準であり、この基準を下回ると特別入院基本料が適用されて、患者1人1日につき3790円低い診療報酬しか得られないことを検討したことを示すものと認められると判示する（原判決13頁）。

しかし、仮に被告人水谷がかかる記載をしたとすれば、原判決の認定にしたがうと、その時期は、Bが述べるごとく平成18年4月3日から被告人水谷への説明のときと考えることがもっとも合理的である。しかし、そうだとすると、被告人水谷は、毎日、その都度日々の出来事をダイアリーに記載していたのであるから、その記載は、平成18年4月3日の欄に記載することとなる。しかも、4月3日のダイアリーの記載では、「主任会議」とあるものの、そこには具体的な事項は記載されておらず、そのほかの記載で、15対1基準に関連する記載は全くない。

「主任会議」の開催の有無自体については、すでに述べたとおりであるが、

少なくとも、施設基準が改定されるという重要な事項が、㊦ から説明されたのであれば、まさしく、4月3日の欄に改定基準に関わる記載がなければならぬ。

しかし、4月3日の欄にはかかる記載は全くない。

そして、4月欄の冒頭部分にかかる記載があるのは、4月3日にはが述べるが如き説明がなかったことを意味しているというほかない。

そして、4月のダイアリー冒頭部分に上記記載があるのは、全く別の機会に、何らかの形で被告人水谷が、3対1基準について記載したものであることを窺わせる。

ここで注意すべきは、ダイアリーの「3：1」に関する記載の左側には、「764」「563」「201」との記載があつて、これらの数字は、療養病棟に関する入院基本料Eと特別入院基本料の点数と思われるが（甲195「点数表改定のポイント」537頁）、療養病棟については、平成18年7月1日から新しい基準が適用されることとされている（甲195）。

そうすると、これらの記載は併せて平成18年7月以降に記載されたとも考えられるのであつて、原判決の判示のごとく、被告人水谷が4月初旬までに新しい施設基準を検討したとする根拠とは言えない。

原判決は、4月から改定される診療報酬基準についてのメモであるから、4月冒頭頁に記載してあることは不自然ではなく、7月以降に記載する方が不自然であると判示するが（原判決13頁）、被告人水谷が改定基準について聞いた時期が遅い時期であっても、一般病棟への適用は平成18年4月からということであるから、その基準が実際に適用されることとなった平成18年4月分の冒頭頁に記載することは不自然ではない。

被告人水谷が実際に聞いた時期に記載したのであれば、実際に聞いた日の欄に記載するのが通常であり、4月分の冒頭頁の欄外に記載することは考え難い。

また、原判決は、療養病棟の入院基本料の改定についての記載があることについて、その適用が7月1日からであるとしても、被告人水谷が、一般病棟についての改定と同時期に検討したとみることもでき、療養病棟の基準に関する記載があるからといってその余の記載も7月以降になされたものとはいえないと判示する（原判決14頁）。

しかし、原判決は、被告人水谷のダイアリーの記載について、積極的に平成18年4月初旬までに被告人水谷が改定基準を検討したと認定しているのである。にもかかわらず、原判決の認定根拠は、ダイアリーの記載から、一般病棟と同時期に療養病棟についても検討したとみることもできる、といった可能性を指摘するにとどまっているのであって、かかる可能性を想定するにとどまる理由によって、被告人水谷の検討の事実とその時期を積極的に認定することはできない。

第8 B, Aらの立場と共謀の不存在

- 1 原判決は、被告人両名が慢性的な看護師不足を把握していたこと、15対1基準を含む診療報酬改定の内容を知りうる機会はいくらでもあり、平成18年4月以降、本件病院の一般病棟入院基本料が15対1基準によっていることは診療報酬明細書に明示され、院内にも掲示されているのであるから、B及びAが被告人両名に知られないように本件詐欺を行うということは到底考えられないと判示する（原判決14頁）。
- 2 Bは、平成5年4月から静和病院に勤務していたが、平成13年9月に当時総務部長であった... が退職して、Bがその業務を引き継いだものであるところ、施設基準の届出業務はBの担当となった。
Bは、その引き継ぎの際に、... から看護師の水増し届出をしていることを聞き、それは被告人吉田と被告人水谷の指示であったと述べる（B 14頁）。

が B にどのような引き継ぎをしたのかは、実際のところ不明であ
って、... の引き継ぎの際に、あらためて被告人吉田、被告人水谷が水増
しを指示したと B が述べているわけではないから、仮に水増しが行われ
ていたとすれば、... が行っていたことを、B がそのまま引き継いだこ
ととなるのであり、被告人吉田、水谷の指示によることのないまま、
らが看護師不足の対応策をとっていたことを、そのまま B が引き継いだ
と言える。

A は、平成6年11月から静和病院に勤務して、前総婦長退職後には、
総婦長となり、看護部を掌握して指導監督する立場にあり、勤務表の作成
なども A の業務であった。

静和病院における被告人吉田は、はなはだワンマン的な姿勢に終始して
おり、被告人水谷は、これに付き随う立場にあったことからすると、病院
運営事務の詳細について必ずしも理解していない被告人吉田、被告人水谷
に対して、B や A からは、あらためて施設基準の届出の実態や、看護
師配置の実情を説明して、本来の基準に沿っていないこと、届出の内容を
あらためるべきことを申し出ることが甚だ困難であったことは容易に窺え
る。

被告人吉田と被告人水谷の間に、一定の距離があれば、被告人吉田には
報告しにくいことでも被告人水谷には報告しやすかったかもしれないが、
被告人吉田と被告人水谷が夫婦同然の一体的関係であれば、被告人吉田に
言えないことは、被告人水谷にも言えないこととなるのは当然であり、ま
さしく、被告人吉田と被告人水谷は、裸の王様となっていたのである。

まして、医療業務や建築業務、関連会社運営に忙殺されて具体的な施設
基準を理解していない被告人吉田や被告人水谷に対して、平成18年4月
からは、特別入院基本料が適用されて従来 of 診療報酬請求からは月額約8
00万円ほども減額されることとなることを説明することは相当な困難が

つきまとうし、そうならば、今度は、これまでの届出の実情がどうであったのかについてまで、詳細な説明を強いられる事態となる。

B や A の立場からは、本来は、被告人吉田や被告人水谷の責任において処理されていてしかるべきであった事柄が、結局のところ、何もかもが B や A の責任であるとして、逆に、被告人吉田、被告人水谷から指弾される事態となることは容易に想定される。

しかも、経費支出にやかましい被告人吉田に対して、従来の診療報酬請求額から、毎月ほぼ800万円程度の減収となることを説明すれば、そのこと自体が静和病院の経営を危機に陥れるものではないものの、被告人吉田から B や A の責任が追及されるのではないかと、B、A が考えるであろうことは、きわめて容易に理解できるところである。

B、A から静和病院のスタッフの立場からすれば、平成18年4月からの施設届出基準の改定によって、静和病院における看護師配置の本来の計算方法の理解がないがために、特別入院基本料による診療報酬請求をせざるを得ないと考え、その結果診療報酬が減額されることとなると理解したことから、かかる事態はもっとも避けなければいけない状況と受け止められたのである。

かかる事態となれば、その根本的理由はともかくとして、B、Aからは、被告人吉田から看護師配置の不十分性について責任を追及されかねないと恐れたであろうことは容易に理解できる。

実際、B、Aは、18年4月改定の基準による看護職員配置必要人数を理解していなかったのか、あるいは、理解しながら、これを見過ごしたのか不明であるが、いずれにしても、過大な水増し勤務表を作成したうえで、診療報酬を請求していたのであるが、被告人両名が、平成18年4月改定基準に基づく看護職員の必要配置人数を全く理解していなかったことは明らかである。

被告人兩名が、仮に15対1基準なる文言を目にすることがあったとしても、そのこと自体によっては、配置が必要な看護職員人数が各病棟ごとに何人であるかを理解することはできなかつたのであり、必要人員についての具体的な計算方法を知らされたこともない。

被告人兩名が具体的に15対1基準の意味を知り、看護職員の必要配置人数を計算できていれば、実際には、一般病棟と療養病棟を併せれば、事実上の看護職員不足は解消されているのであって、欠勤者や病棟ごとの看護職員の配置を調整すれば足りたのである。にもかかわらず、何らの措置も取ることなく、漫然と不必要に過大な水増し勤務表が作成されていたことは、B、Aが、被告人兩名に対して改定施設基準の具体的内容について、説明をしておらず、これに関する何らの指示も被告人兩名から受けていなかったことを如実に示しているというほかない。

したがって、そもそも、被告人兩名は、必要看護職員人数が何人であり、実際の配置看護職員数が何人であるかを理解してなかつたのであって、本件詐欺の故意や共謀が認められる余地がないことも明らかである。

- 3 原判決は、一般病棟の入院基本料が15対1基準によっていることは診療報酬明細書に明示されていることから、被告人兩名が、診療報酬改定の内容を知っていたと判示する（原判決14頁）。

しかし、たとえば、検察官が1審において被告人吉田に示した甲48添付の のレセプトを見ても、1枚目の「入院」欄には、「一般15 補1 環境」との記載があるのみであり、摘要欄には、単にまとめて「1088×30日 32,640」との記載があるにすぎない。

かかる記載だけでは、被告人吉田にとっては、改定された基準として特段の意味ある記載と理解することは不可能である。

被告人水谷においても、仮に静和病院内における何らかの書面に15対1基準の記載があったとしても、その具体的な意味を知ることはできない。

一般病棟15対1入院基本料との記載は、平成18年4月改定内容の全体像を知り、看護職員配置15対1基準の意味を知ったうえで、さらに常時配置を必要とする看護職員の人数が、各病棟ごとに何人であるのかを知っていなければ、その意味内容を理解することはできない。

しかも、毎月のレセプトは300件以上に上り、1件当たりについても、数枚から10枚にも及ぶものがあって、被告人吉田がレセプトをチェックするのは、診療内容そのものであるから（吉田8回57頁，183頁），被告人吉田がレセプトチェックをしていたからといって、不正請求を知らずその修正を指示しなかったとすることはできない。

第9 平成18年4月6日または7日の午後に A が被告人吉田と交わした会話内容について

1 A は、1審公判廷において、平成18年4月6日または7日の午後、自身が偽勤務表を作成中に、被告人吉田がお菓子とコーヒーを差し入れに来て、その際、「勤務表を指さしながら、これだけ足りなくて、この人たちは使っているんですよという話を細かに言いました」と証言し（A 証言35頁），その時のやりとりを以下のように詳細に供述している。すなわち

被告人吉田は、

どうだ、婦長、看護婦は大丈夫かって、どのくらい看護婦が足りないんだというふうな話をしました。

A は、

はい、勤務表を指しながら、これだけ足りなくて、この人たちは使っているんですよという話を細かに言いました。

はい、10人ぐらい足りないということを言いました。そんなに足りないのかという答えが返ってきました。

架空の看護婦さんは、こういうふうに さんとか、さんとか、

さんたちを使っているんですよ。パートの人もこういうふうにして常勤に入れて、夜勤までさせるように作っているし、最終的には私も夜勤に入っていて、こんだけ足りない、大変なんですよということを言いました。

(療養病棟から人を動かしてくるというよう話は) しました。

さんという人は施設課の方で働いているんですけど、看護婦の免許を持っているということで、病棟の方に名前だけ借りて入れている方です。

被告人吉田は、

そうか、そんなに足りないのか、大変だなと言っていただいて、あとは期限に間に合うように頑張って頼むわなということをおっしゃいまして、すぐに退室したんです

しかし、A は、平成20年10月28日付警察官調書(弁120)では、「私としては余裕もなく今忙しいから話しかけないで欲しいという思いから余計なことは言わずに、言葉少なく院長に 全部作り替えで、配置が変わって数が足りないから大変ですよ というようなことをつっけんどんに言ったところ、私の返答で余裕もなく偽の勤務表作りをしている様子を見て、とりつく島もないのを察したのか」と供述しており、その内容が大きく変遷している。

上記両供述を比較対照すれば明らかなおおり、これは単に が被告人吉田に対して内容を「つっけんどん」に説明したのか否かという説明方法の相違ではなく、いかなる事柄について会話を交わしたかという説明内容の大きな相違である。

- 2 このように、A の当初の供述から、被告人吉田の刑事責任を科す方向へと変更されているのは、A の性格や迎合的思考に加えて、A と被告人吉田の関係が険悪であって A は被告人吉田に悪感情を抱いていること、後述

するような A における虚偽供述の動機の存在、そして、何より、このような事実がないことに起因する。

被告人吉田は、看護師が金銭にルーズで、退職や再就職などに関するモラルも低く、責任感が欠如していることなどから、看護師に対し嫌悪感を抱いていることを公判廷で再三供述している。とくに との関係は険悪で、 とは13年間ともに医療に従事してきたにもかかわらず、一緒にお茶を飲んだことは一度もない旨被告人吉田は供述する。そして、 自身、被告人吉田から嫌われていることを自覚しており、ほとんど会話がなかったことを供述している。

このように険悪な関係にある両者が、 A の偽勤務表作成中に限って、偽勤務表の内容について A が原審公判廷で証言するが如き詳細かつ親密な会話をすることなど、考えられない。

平成18年4月6日または7日の午後に交わしたとされる A と被告人吉田との会話の内容に関する A の供述は大きく変遷しており、 A の被告人吉田に関する個人的悪感情などに鑑みれば、この点に関する A の公判証言は到底信用できない。

第10 被告人水谷に対する A の相談等の不存在

1 夜勤の相談の不存在

A は、平成18年4月5日午前中に、被告人水谷に対して、堂前を夜勤につけていいかと相談したところ、かまわないとの返事があったこと、同日の夕方には、夜勤がどうしても1人足りないことを相談したところ、被告人水谷は、 A を夜勤に入れるようにと指示したと述べる（ A 証言32～34頁）。

しかし、被告人水谷は、 A から夜勤等について相談や報告を受けたことはなく、かかる事実はない（水谷101、102頁）。

さらに、Aは、4月7日夕方ころに被告人水谷に偽の勤務表を見せたところ、出勤日数のカウントの仕方が違うと指摘され、4月8日か9日の朝までに作り直して被告人水谷に見せたとも述べる（A証言37～40頁）。

上記のA証言も根拠のないものであって、被告人水谷ととの間にはかかるやりとりはない。

Aから被告人水谷がこのような相談や報告があれば、当然のことながら、被告人水谷としては、まずは、改定基準による必要配置看護職員数とその結果必要な在籍看護職員数、さらには現在の在籍看護職員数をAに問いただすこととなるであろうが、結局のところ、かかる看護職員数をAが被告人水谷に報告したとの事実がないことは、本件全証拠によって明白である。

すなわち、Aが被告人水谷に、上記のような相談や報告をした事実がそもそも存在しないのである。

また、4月7日には、静和病院の制服やカーテンなどを発注している

社長が静和病院を訪れており、同社長は、2泊して4月9日に帰ったが（甲58）、その間、事務長である被告人水谷が対応しており、4月7日の午後5時半ころには、社長と被告人吉田、同水谷の3名は夕食をともにし、その後は、看護主任会議が開かれているのであって（甲58）、Aが述べるような勤務表にかかるやりとりは存在していない。

また、被告人水谷の供述調書は多数あるが、被告人水谷に対する取調べがあったとされる時期も、たとえば、平成20年9月11日付取調状況報告書が存在するとされるが、当日、被告人水谷は、賀茂郡河津町の「花〇」という店で食事をしていたり、翌9月12日、13日には大阪に行っているなどしており、9月11日付取調状況報告書の存在自体が、全くの架空の取調を前提としているものであって、取調状況や供述調書作成状況には多くの疑問があり、被告人水谷の捜査官に対する供述調書の信用性は乏しい。

2 Aには虚偽の供述を行う動機があること

上記のとおり、Aの供述には、様々な矛盾があり、全体として全く信用性がない。Aが供述した被告人水谷や被告人吉田の本件への関与には、事実とは異なる内容虚偽のものと言わざるを得ない。

そして、このようにAが虚偽供述を行った理由は、言うまでもなく、自らの本件における関与を従属的なものとすることによって、相対的に自らが本件において果たした役割を低下せしめ、もって、自己の刑事責任を軽減しようとした点にある。

先に指摘したとおり、Aの供述は、総じて取調べの初期段階は被告人水谷や被告人吉田の関与については明確には供述しておらず、かつ、供述していたとしても、その関与の度合いは小さいものとして供述していた。

ところが、自身が身柄を拘束され、その刑事責任を追及される立場に立たされるや供述内容が一変し、ことに被告人水谷の本件への関与や被告人水谷からの指示などについて詳細、かつ、被告人水谷の関与が大きいかのように供述内容が変遷した。そして、その身柄拘束下における供述、とくに検察官に対する供述調書の内容が基本的に維持され、公判廷に顕出されているというのが、A供述の全体像といえる。ところが、保釈後のA供述は、再び被告人らの関与を薄めるような供述となっており、Aの実際の認識が窺われるのである。

A供述が変遷するのは、本件が被告人らの責任によるものとして自らの刑事責任を軽減したいという、共犯事件における共犯者特有の心理と、ひとたびそのような供述をした以上これを上塗りせざるを得ないという供述者の心理、そして、捜査機関が本件において当初から描いている被告人吉田及び被告人水谷両名が本件の首謀者であるという本件全体のストーリーへの迎合である。

Aの共犯者・証人としての心理と捜査機関の意図が見事に合致したことによって完成された「合作」が、Aの供述である。

第11 4月14日の一般病棟入院基本料算定届書提出の際の報告・決裁

1 Bは、静岡社会保険事務局に一般病棟入院基本料算定届書を提出する前に、被告人水谷と被告人吉田の決裁を受けたと証言し、1審判決もそのように認定している。

そして、被告人水谷については4月13日の夜、被告人水谷が4階事務室に一人でいるときに決裁を受け、被告人吉田には4月14日午前8時半頃4階事務室の院長席で受けたと認定している。

しかし、Bが4月13日の夜に被告人水谷にだけ説明したことはあり得ない。

4月13日の午後9時45分頃から被告人吉田は、医師と救急患者のの処置をしていた。被告人吉田は夜は病院内にいたのである。また、はこの日当直で病院に泊まっていた。従って、Bが被告人吉田に報告しようと思えば、被告人吉田は院内にいたわけであるから、被告人水谷に呼び出してもらえば一緒に説明することはできたはずである。救急の処置が終わってからも時間はとれたのである。被告人水谷のみに説明したというの不自然である。

またBは、被告人吉田が決裁するに当たり、平均在院日数が36日になっていることについて「こんなに多いんか」との質問をしてきたと証言するが（B証言40頁）、常に患者を診ていて患者の在院日数についてよく知っている被告人吉田が平均在院日数が36日となっていることに疑問を呈することなどあり得ない（吉田8回45頁）。

静和病院では診療点数の高い初期の段階だけで患者を追い出すということはしなかったから、死亡するまで何ヶ月も入院している患者が多かった。このような実情を被告人吉田はよく知っていたから、平均在院日数36日につき「こんなに多いんか」などと言うわけがないのである。

入院基本料算定届出書に添付されている入院診療計画書も、患者に治療を納得してもらうためのものであり、素人にもわかる説明をすることが求められているが、添付されている入院診療計画書は専門用語を駆使した素人では理解できないものであり、もし被告人吉田が目を通していたならば、そのまま提出させることはしなかった（吉田8回46～47頁）。

決裁印等というものは、被告人吉田は押したことは一度もなく、このことはBも認めている。

2 4月14日午前8時半頃被告人吉田は書類を決裁などする余裕はなかった。

Bは1審証言において、被告人吉田の決裁を受けた時刻について、4月14日午前8時半頃と明確に述べ（B証言38頁）、1審判決も同様の認定をしている。しかし、以下に述べるように午前8時半頃、被告人吉田にはBの持ってきた書類を決裁するような時間的余裕は全くなかった。

この日、朝一番で、被告人吉田は、Aという患者に腹水穿刺を施行している（1審弁117）。朝一番は午前6時頃である。腹水穿刺に要する時間は約30分である。その後、1階から5階の重症患者を回診し、業者からのFAXで送られてくる生化学検査、細菌培養などの結果をチェックし、電子カルテで画面に画像を呼び出して読影した。

そして、午前8時にB医師から、Cという患者の件で呼び出しがあった。Dの看護記録（原審弁19）を見ると、午前6時は入眠中となっており、異常は発見されていない。午前8時に看護師が訪問すると、呼名反応がなく、痛覚はあり、血圧は130/78と正常だったものの、呼吸は浅めで、SpO₂・動脈血酸素飽和度は正常ではあったものの、刺激を続けてやっと一語発する程度だったので、E医師に報告した。

医師が駆けつけたときの患者の状態はF医師の筆跡で、8.00am過ぎ、共同偏視（右）出現、BP（血圧）130-78、puls（脈）

なし、呼吸・浅い、意識なしと記載されているとおり（1審弁117）、さらに悪化していた。共同偏視は 医師が駆けつけてから「出現」したのである。意識もなかったことから、やがて心肺停止となり、救急蘇生の必要となる事態が発生することが予想された。そこで、 医師はそのようなことに習熟している被告人吉田を呼んだのである。被告人吉田が駆けつけて以降の患者の状態、処置などは被告人吉田自らカルテに書き残している。4月14日の欄の次の頁の「O 2 1 0 1」「Am 8 : 0 0 意識 (-) B p 5 0 / ~」などの記載は、被告人吉田が書いたものである。厳密に言うと被告人吉田が駆けつけたのは午前8時から2～3分経っていたかもしれないが、午前8時頃駆けつけたことに間違いはない（吉田8回50頁以下）。

被告人吉田が駆けつけたとき、意識がなくなり、血圧も50以下に低下していた。明らかにショック状態であり、被告人吉田は直ちに、Airwayを挿入して気道を確保し、モニターセットし（Monitorとの記載）、O2（酸素）の投与、DOA、DOBという昇圧剤の投与の指示を出した。これらの指示の記載は被告人吉田の筆跡であるから被告人吉田自ら指示を出したものである。 医師が指示を出したのであれば 医師が記載するものである。看護記録には午前8時5分に「生食にてルート確保、24G針右前腕部に固定」と記載があるが、これは昇圧剤等の薬を投与するための静脈を確保したということであり、被告人吉田の指示に基づくものである。

現時点で考察すると、 には、以前発生したところと心臓の同じ場所が閉塞した心筋梗塞（再発）と脳のテント下（小脳、脳幹部）に発生した脳梗塞とが併発していたと考えられる。 医師が駆けつけた時、血圧が正常なのに意識がなかったのは脳梗塞による可能性が高い。そして、被告人吉田が駆けつけた時血圧が50/-に急激に低下していたのも脳梗塞と同じ部位での心筋梗塞の再発が原因と思われる。

いずれにしても被告人吉田が駆けつけた時には血圧も最大血圧が50にま

で低下しており、まさに緊急事態であった。被告人吉田のとした上記処置はこの緊急事態に対処するものであった。

モニターの心電図ではST派が上昇したため、心筋梗塞と判断し、午前8時15分頃にCPK（心筋梗塞の場合に上昇する血液中の酵素）の測定の指示を出した。午前8時30分頃にはCPKの検査結果が出て750と出た。その数値から既に心筋梗塞が発症して3～4時間経過していると判断できた。そこで、被告人吉田は直ちに血栓溶解剤のクリアクターを投与した。血栓溶解剤が功を奏するのは発症後3時間以内と言われているからである。看護記録ではクリアクターの投与は午前9時37分となっているが、これは看護師の入力ミスである。その後、カルテに綴られた心電図の記録を見ると午前8時38分に十二誘導心電図の記録を取ったことが明らかである（原審弁43）。十二誘導心電図はモニターの心電図よりも詳しい情報が得られる。その結果を被告人吉田は、カルテに「Am 9.00 EKG ST↑・・・」と書き残した。カルテの記載は緊急処置が終わってから事後的に記載するので、多少の間違いがある場合がある。EKGの記録から見ると「午前9時」という記載は「午前8時38分」の間違いである。

そして、カルテの記載では、このEKGの記載の前に「CPK 750（院内検査）」という記載があり、CPKの結果が出るのが15分くらいかかるので、CPKの測定指示を出したのが午前8時15分頃、結果があがってきたのが午前8時30分頃と見ることができるのである。

原判決は、診療録（1審弁117）においても、クリアクター投与の記載は、午前9時と午前10時との間にあることから、看護記録（原審弁19）の記載は誤記と見ることができないと判示する（原判決17頁）。

しかし、クリアクター投与の意味を考えると、午前9時37分のような遅い時間帯に投与することはあり得ないし、診療録（1審弁117）の記載は、緊急時の後に記載するものであるから、記載箇所がずれることがあっても不

自然ではなく、原判決の判示は事実と反する。

被告人吉田は、モニターを見ながらアンビューバッグ（手動のバッグ）で酸素を送り続けていたが（人工呼吸装置の装着は午前10時25分であり、それまでは手動でやっていた）、心肺停止状態になったので、午前8時45分から、ボスミンという最も強力な昇圧剤を投与し、同時に心臓マッサージを開始した。看護記録の午前8時45分のところに「ボスミン1 A i v, 心臓マッサージ開始」との記載がある。（i vは静脈ルートから入れたという意味である）。カウンターショックも3回行っている。

繰り返しになるが、看護記録では、クリアクター投与は午前9時37分となっているが、これは看護師の入力ミスである。心肺停止後に血栓溶解剤を投与することなどありえない。

また、カルテ上のボスミン投与の記載は被告人吉田の筆跡ではなく、看護師の筆跡のようであるが、これは被告人吉田が記載し忘れたので気がついた看護師が記載したものであり、看護師がボスミンの投与を行ったということはない。この場合のボスミン投与は心臓に筋注するものであり看護師には絶対できない。

医師は、心筋梗塞など救急蘇生を要するような患者の処置には不慣れであった為、被告人吉田を直ちに呼んだのである。また心臓マッサージは体力を要する処置であるが、医師は当時78歳の高齢の医師であり、10分間も心臓マッサージを行うことは出来なかった。これに対して被告人吉田は心筋梗塞の患者に対する処置に精通し、心臓マッサージも普段から行っていた。したがって、被告人吉田はこれら処置を医師と2人で施しているのである。看護師も4～5人動員している。

カルテの記載は、被告人吉田が自ら行った処置について自ら記載したものである。但し、事後的に書く場合は前述のように不正確な場合もある。看護記録も入力時刻をみると各種処置と同時並行して入力しているわけではな

く、その日の午前中のことを夕方に入力している場合もあり、時刻に不正確な点もある。しかし、被告人吉田が 医師の行った処置を 医師から聞いて記載することはあり得ない。医師は自ら行った処置については自ら記載するのが職業倫理である。

また、午前9時10分には血液検査の結果があがってきているが、これは院内の検査であるから、午前9時頃には検査を依頼している。午前10時には自発呼吸が回復したが、致死的不整脈が出始めて、もう手を尽くすすべないと判断して、後は 医師に任せて、午前10時過ぎにはカルテチェックのために病室を離れた。この患者は11時30分には死亡した。(以上、吉田8回48～56頁)

したがって、午前8時から午前10時過ぎ頃までは、 という患者にかかきりとなっていたのであり、Bの持参した書類の決裁などする時間は全くなかった。

原判決は、1審判決が、「患者の容態が悪化したのは午前8時以降のことであり、当初は 医師が診察し、診療録への記載も行っていたこと、その後、被告人吉田が病室を訪れ、意識レベルが低下した患者に昇圧剤等の投与や気道の確保等の処置を行い、引き続き午前9時以降に血栓溶解剤の投与等を行ったものの、心肺停止となったためカウンターショック等の処置を行い、午前10時過ぎころには致死的不整脈の出現を確認したため、同被告人は、処置を 医師に任せて病室を出た」とした上で、被告人吉田が病室を訪れたのは午前8時から相当程度の時間が経過したところだと認定していることについて、これを肯認し(原判決16頁)、さらに、患者 の診療録(1審弁117、原審弁43)を検討しても被告人吉田が患者の処置にかかり切りであったとまではいえないとし、さらに、患者 の看護記録(原審弁19)の記載によっても被告人吉田の関与を裏付けるものではないと判示している(原判決16、17頁)。

しかし、原判決のかかる認定は上述したところからして明らかに間違っており、1審弁117のカルテの記載や被告人の供述(吉田8回50～56頁)、原審弁19、同43の記載を併せてみれば、被告人吉田が、その間の処置にかかりきりであり、4月14日午前8時半ころ、書類を決裁していることはあり得ないのである。

第12 看護師配置・改定内容についての被告人らの認識

1 法人化(平成18年1月)時点

Bは、平成18年1月に、静和病院の経営を個人経営から法人経営に移行したときも、看護師の人数が足りなかったと証言しているが、そのことを被告人吉田、被告人水谷に報告したかどうかは覚えていないと証言している(B証言52頁)。被告人らはBからこのような報告を受けた記憶がなく、被告人らは法人化の時点で看護師が不足していたことは知らなかった。

Bは、それ以前の入院基本料算定届の際も、看護師の不足を被告人兩名に報告したかどうかについても覚えていないと言う。平成18年4月以降のことは詳細に記憶しているのに、それよりも4か月前のことは、同様の届出であるにもかかわらず、記憶していないというのは極めて不自然である。実際は被告人兩名に報告などしていなかったのに、していないとは言えないために、覚えていないとごまかしたものというほかない。実際に、覚えていないのであれば、平成18年4月のことのみ詳細に覚えていたというのは極めて不自然である。

2 医療監視対策の意味

医療監視は保健所(静岡県)が年に1回行うものであるが、医師や看護師が医療法上の必要人数を満たしているかについても調査、確認がなされる。静和病院では、この医療監視のために架空の看護師を依頼することはあった。しかし、医療監視対策として看護師数を水増しすることと、一般病棟の看護

師の数を偽って診療報酬の詐欺をするということは、別個のことであり、医療監視対策として看護師数を偽ったことから直ちに診療報酬の詐欺の故意まで認められるものではない。詐欺の場合は、欺罔行為の相手方は社会保険事務局である。医療法上要求される看護師の人数と15対1の看護師配置で要求される看護師の人数も異なっている。

は、平成18年の医療監視の対策会議の席上、被告人吉田が、15対1になった、ぬかりなくやれ、保健所と社保庁はツーツーだ、などという発言をしたと証言している。Aも同様の証言をしている（A証言45頁）。

しかし、被告人吉田はこのような発言はしていない。大阪弁で「ぬかりなくやれ」というのはやくざの使う言葉であり、「ツーツーカーカー」などという言葉は大阪弁にはない（吉田8回21～22頁）。

医療監視対策会議に出席していたのは、A、Cだけでなく、多数の職員が出席しており、警察はすべての職員から事情を聴取しているが、このような供述をしたのはAとCだけである。その他の職員からは同様の供述は得られていないのであって、かかる供述は信用できない。

被告人吉田が、かかる発言をするとすれば、その前提として、15対1基準では、何人の看護師が必要で、従来の看護師数では何人不足しているのかが明示されなければならない。しかし、静和病院ににおいては、15対1基準の場合の必要看護師数を被告人吉田も被告人水谷も、全く把握していなかったことは証拠上明らかなのであるから、被告人吉田がかかる発言をすることはあり得ない。

この点も、C、Aの全くの虚偽供述によるものである。

3 看護師不足の日常的認識

Cは、被告人吉田の指示で、日常的に、Aに今看護師が何人足りないのか確認に行き報告したが、不足数は7～8人から10人くらいだったと証言している。この不足人数が、全くの誤りであることは、すでに繰り返し指

摘したとおりである。

実際、Aに確認をしに行ったCは、Aの答えてくれた人数が、医療監視をクリアするために必要な人数を基準として何人不足しているという意味なのか、静和病院が受領していた入院基本料を算定するための基準となる人数からみて何人不足しているという意味なのか、全く理解していなかったのである（C証言31～32頁）。

Cは総務課の責任者で、平成18年3月30日の伊東・暖香園の説明会にも出席した者であるが、そのCですら、看護師が不足しているにしても、何の基準から見て不足しているのかわかっていなかったのか、あるいは、理解していないと称していたのか分からないのである。

Cは、一般病棟の15対1基準の内容についても、当時は分かっておらず、警察での取調を受ける中で徐々に理解していったと証言している（C証言32～33頁）。

被告人吉田は、医療法上は何人の看護師が必要で、一般病棟で15対1の入院基本料をもらうのに何人看護師が必要だとか、そういうことは無頓着で知らなかった。平成20年4月に警察の搜索差押えを受けて、医事課の

に聞いたところ、「保健所は60人、社会保険庁は68人」と教えられたのだが、その意味もよく理解できなかつたくらいである（吉田8回61～62頁）。

4 本件改定についての被告人らの認識

被告人吉田は、平成18年3月28日に静岡で行われた説明会に営業担当のとともに出席したものの（当日、被告人水谷は、受付だけをすませて説明会を聞かず、母親の葬儀に向かった）、会場では寝入ってしまい、内容を全く理解していない。

被告人吉田は、説明会から帰って、山下や看護部の、栄養課の

に対して、資料をめくっただけでよく分からなかった、から聞いて

くれ、と言うのみであった（弁120）。

当日、被告人吉田と同行したAは、もともと営業担当の事務員であり、当日配布された資料をAらに見せて、こういうものを渡されました、説明会の内容は、私にはよく分かりませんでした、と話すにとどまっている（弁120）。

説明会を聞いていたBにも改定内容が分からなかったのであり、会場で寝入っていた被告人吉田が改定内容を理解していないことは当然であった。

被告人水谷は、事務長という職にありながら、前述のように看護師配置や診療報酬請求に関する業務に関わっておらず、実際に、事務長であれば、本来早期に改定基準を早期に把握しているべきところ、平成18年4月以前の段階では、4月改定基準に関する資料を見ていないばかりか、平成18年3月28日の説明会には受付のみ済ませて、母親の葬儀に向かってしまっていていないうえ、その後4月3日にならなければ戻ることができず、3月30日の説明会にも出席していない。4月1日からは改定基準による診療が開始されるというのに、実際には、被告人水谷は、全く改定基準を把握していなかったのである。

第13 結語

以上のとおり、被告人吉田、同水谷には、15対1改定基準についての認識がなく、具体的に各病棟ごとに必要な配置看護職員数も、実際の配置看護職員数も知らなかったのであって、詐欺については故意はなく、B、Aらとの共謀も存在しない。

原判決の認定は、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する。

以上